

2021年1月1日以降保険始期用

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

DAY-GO!

Daido Always by Your Side

デイゴー

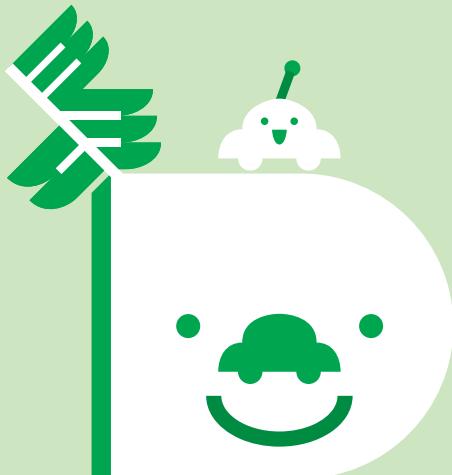


すまいの保険

ご契約のしおり

(普通保険約款・特約)

住宅生活総合保険



Daido
Always by
Your Side



この島の損保。



大同火災海上保険株式会社

◆ はじめに ◆

このたびは、弊社の火災保険をご検討・ご契約いただき、誠にありがとうございます。
心から厚く御礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧と万が一の際のお支払いの迅速公正をモットーとし、広く皆様のご愛顧を賜っております。今後とも、大同火災の火災保険をご愛用くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者の皆様へ

※このしおりは、「DAY-GO! すまいの保険」（入居者プランを含みます。）のご契約のしおりとなります。上記商品名は、「住宅生活総合保険」のペットネームです。

«ご契約のしおり»

この冊子には、ご契約の際の大切な事項が記載されており、以下の構成となっております。

契約概要・注意喚起情報・その他ご留意いただきたいこと

ご契約に関する契約概要・注意喚起情報・その他ご留意いただきたいことを記載しています。必ずご一読ください。

■契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

■注意喚起情報：ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

「DAY-GO! すまいの保険」（入居者プランを含みます。）（住宅生活総合保険）の約款・特約

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。重要事項説明書と併せてご一読いただき、ご契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立しましたご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- ご契約内容等についてご不明な点、お気づきの点がございましたらご遠慮なく取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 普通保険約款（地震保険については希望されない場合を除きご契約いただいております。）は全てのご契約に適用され、ご契約の種類・内容に応じてその他の特約が適用されます。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、本普通保険約款および特約について被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

目 次

I DAY-GO! すまいの保険について

1. 商品の名称、仕組み			
(1) 商品の名称	契約概要	1	
(2) 商品の仕組み	契約概要	1	
2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定方法等			
(1) 保険の対象	契約概要	2	
(2) 基本となる補償	契約概要	注意喚起情報	2
(3) お支払いする損害保険金の額	契約概要	注意喚起情報	4
(4) 主な特約の概要	契約概要	5	
(5) 特約の補償重複	注意喚起情報	7	
(6) 保険金額の設定	契約概要	7	
(7) 保険期間および補償の開始・終了時期	契約概要	注意喚起情報	7
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等			
(1) 保険料の決定の仕組み	契約概要	8	
(2) 保険料の払込方法	契約概要	注意喚起情報	8
(3) 自動継続方式について		8	
(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い	注意喚起情報	9	
4. 地震保険の取扱い			
(1) 商品の仕組み	契約概要	注意喚起情報	9
(2) 補償内容	契約概要	注意喚起情報	9
(3) 保険金をお支払いしない主な場合等	契約概要	注意喚起情報	10
●損害の認定基準について		10	
(4) 保険期間	契約概要	15	
(5) 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）	契約概要	16	
●地震保険の保険料割引制度について		17	
5. 満期返りえ金・契約者配当金	契約概要	19	

II 契約締結後におけるご注意事項

1. 告知事項	注意喚起情報	（ご契約時にお申し出でいただいた事項）	20
2. 通知事項	注意喚起情報	（ご契約後にご連絡いただく事項）	20
3. 解約返りえ金	契約概要	注意喚起情報	20

III その他のご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限	注意喚起情報	23
2. 個人情報の取扱いについて	注意喚起情報	23
3. 重大事由による解除について		23
4. 保険会社破綻時の取扱い	注意喚起情報	23
5. 継続契約について		24

6. 事故が発生した場合の手続きについて	24
7. 共同保険について	25
8. 保険金額の調整について	25
9. 保険料領収証の発行および保険証券の確認について	25
10. 質権の設定について	25
11. 地震保険料控除について	25
12. 被保険者について	25
13. 保険の対象の所在地・用法・構造級別について	26
14. 建物の評価額の算出・保険金額（支払限度額）の設定について	27
15. 他の保険契約等がある場合の取扱いについて	28
16. 団体扱・集団扱でご契約される場合のご注意について	28
17. Web約款について	29
18. しまんちゅ相談サービスについて	29

IV 普通保険約款・特約

1. 普通保険約款	30
(1) 住宅生活総合保険普通保険約款	30
第1章 建物補償条項	32
第2章 家財補償条項	37
第3章 基本条項	44
(2) 地震保険普通保険約款	56
第1章 用語の定義条項	56
第2章 補償条項	57
第3章 基本条項	63
・住宅生活総合保険に付帯する場合の特則	73
2. 特約	75
(1) 先物契約特約	75
(2) 動物特約	75
(3) 植物特約	75
(4) 明記物件特約（貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い）	75
(5) 代位求償権不行使特約	75
(6) 保険の対象の範囲に関する特約	76
(7) 日常災害危険補償対象外特約	76
(8) 水災危険補償対象外特約	76
(9) 破損等による損害補償対象外特約	76
(10) 火災等による危険のみ補償特約	76
(11) 風災等支払方法変更特約（フランチャイズ型）	77
(12) 水災支払限度額変更特約（損害割合30%以上の実損払方式）	77
(13) 損害額の算出方法の変更に関する特約（時価額払用）	79
(14) 建物電気的・機械的事故補償特約	81

(15)	日常生活賠償責任特約	86
(16)	日常生活賠償責任保険包括契約に関する特約	98
(17)	施設賠償責任補償特約	109
(18)	借家人賠償責任拡張補償特約	115
(19)	地震火災費用補償特約	121
(20)	罹災時諸費用補償特約	123
(21)	建物臨時賃借費用補償特約	124
(22)	ドアロック交換費用補償特約	125
(23)	類焼損害補償特約	126
(24)	家賃補償特約	132
(25)	借用住宅修理費用補償特約	134
(26)	保険金額の調整に関する特約	136
(27)	全損時の保険金支払いに関する特約	137
(28)	抵当権者特約	139
(29)	振込みによる保険料支払に関する特約	140
(30)	保険料支払手段に関する特約	141
(31)	長期保険保険料一括払特約	142
(32)	長期保険保険料分割払特約	144
(33)	保険料分割払特約	148
(34)	初回保険料の払込方法等に関する特約	152
(35)	団体扱に関する特約	156
(36)	団体扱における追加保険料に関する特約	157
(37)	団体扱特約（金融機関等融資物件用）	160
(38)	団体扱における追加保険料に関する特約（金融機関等融資物件用）	164
(39)	集団扱に関する特約	165
(40)	集団扱における追加保険料に関する特約	167
(41)	保険証券等の不発行に関する特約	169
(42)	共同保険に関する特約	169
(43)	保険契約の継続に関する特約	170
(44)	自動継続特約（地震保険用）	173
(45)	長期保険保険料払込特約（地震保険用）	175
V	大同火災のしまんちゅ相談サービス利用規約	177
VII	保険証券面の表示等について	
1.	特約一覧	180
2.	共同保険引受保険会社名称一覧	182
VII	参考資料	
【用語説明一覧】		182

I DAY-GO! すまいの保険について

1. 商品の名称、仕組み

- (1) 商品の名称 契約概要

DAY-GO! すまいの保険

- (2) 商品の仕組み 契約概要

住宅生活総合保険は、居住用建物（専用住宅、併用住宅）、それに収容される家財を保険の対象とし、火災等の偶然な事故により、保険の対象が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、お客さまが希望されない場合を除き、地震保険を併せてご契約いただきますので、地震等により建物・家財が損害を受けた場合も保険金をお支払いします。

基本となる補償（補償プラン）、自動的にセットされる特約（自動セット特約）、セットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。

○：補償の対象 ×：補償の対象外

建物や家財の補償	補償リスク	基本となる補償（補償プラン）		
		ワイド	スタンダード	エコノミー
	火災、落雷、破裂・爆発リスク 	○	○	○
	風、雹、雪災リスク 	○	○	○
	盗難、水濡れ、物体飛来、墜落リスク 	○	○	×
	水災リスク 	○ (注)	○ (注)	×
	破損等リスク 	○	×	×

地震保険

（原則自動セット）

地震保険をご希望されない場合は、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にフルネームでご署名（法人の場合はご捺印）ください。

（注）水災リスクについては、補償対象外とするプランもございます。

*保険の対象となる建物について、質権が設定されている場合または金融機関から融資を受けている場合、補償リスクが火災、落雷、破裂・爆発リスクのみに限定されるプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。

費用の補償	主な自動的にセットされる特約 (自動セット特約)		主な「セットすることができる特約」 (任意セット特約)			
	地震火災費用補償特約		震災時諸費用補償特約	類焼損害補償特約	家賃補償特約	借用住宅修理費用補償特約
賠償の補償			日常生活賠償責任特約	日常生活賠償責任保険包括契約に関する特約	借家人賠償責任拡張補償特約	施設賠償責任補償特約

2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定方法等

(1) 保険の対象 契約概要

保険の対象は、「居住用建物」（専用住宅・併用住宅）^(注1) または「家財」^{(注2) (注3)} です。

(注1) 以下のa.～d.は、保険契約申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されていて、記名被保険者 の所有するものであれば、保険の対象に含まれます。

- a.畳、建具、建物設備（建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備）
- b.建物の基礎 c.物置、車庫その他の付属建物（床面積が66m²未満のもの）
- d.付属屋外設備・装置等

(注2) 物置、車庫その他の付属建物で、床面積が66m²未満のものが保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。

(注3) 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの（明記物件）を保険の対象に含める場合には、必ず保険契約申込書に明記してください。建物に収容されるすべての家財が保険の対象である場合には、これらが明記されていないときも、保険の対象として取り扱いますが、保険金のお支払いは30万円が限度となります。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません。

①自動車、自動三輪車および自動二輪車。ただし、原動機付自転車^(注1) は保険の対象に含まれます。

②通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの^(注2)

③業務用の設備・什器等^(注3)

④商品・製品等^(注4)

(注1) 総排気量が125cc以下のものをいいます。

(注2) 盗難に限り、生活用の通貨等および預貯金証書も保険の対象に含まれます。

(注3) 設備、装置、機械、器具、工具等をいいます。

(注4) 商品、原料、材料、仕掛品等をいいます。

(2) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる（補償プラン）を構成する事故の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは住宅生活総合保険普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明	保険金をお支払いしない主な場合
① 火災、落雷、破裂・爆発	<ul style="list-style-type: none">・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み（建物の外部の部分（注）が破損している場合を除きます。）による損害 (注) 外壁、屋根、開口部等をいいます。・置き忘れまたは紛失による損害・建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害・被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害

② 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象の瑕疵によって生じた損害 ・保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損（保険の対象に支障をきたさない損害）
③ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合、または床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害 <p>※破損、汚損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。</p>
④ 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・電気的・機械的事故（故障）によって生じた損害
⑤ 水濡れ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水濡れをいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・電球、蛍光管、プラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑥ 物体飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象に対する加工（建築、増築、改築含む）、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化等
⑦ 騒擾	群集または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。	
⑧ 破損、汚損等	①から⑦まで以外の不測かつ突発的な事故をいいます。	

次のような場合にも保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

○設計書・図案、帳簿等につき保険契約申込書に明記しなかったものに生じた損害

(注) 生活用の貴金属・宝石等で1個または1組の価額が30万円を超える「明記物件」を保険の対象に含める場合には、必ず保険契約申込書に明記してください。建物に収容されるすべての家財を保険の対象としている場合には、「明記物件特約（貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い）」により、保険証券に明記されていないときも保険の対象として取扱いますが、保険金のお支払いが30万円限度となりますのでご注意ください（保険契約申込書に明記した場合には時価額を限度に保険金をお支払いします。ただし、盗難の事故の場合は100万円限度となります。）。

○風災、雹災、雪災または破損等の事故において、損害額が保険証券記載の免責金額に満たない場合の損害等

(3) お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる（補償プラン）の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

保険の対象	お支払いする保険金の額
建物・家財	<p>お支払いする保険金の額はご契約金額（以下、「保険金額」といいます。）を限度とし、次の算式により算出した額とします。</p> <p>自己負担額（以下、「免責金額」といいます。）、支払限度額については、後記【支払限度額・免責金額について】をご参照ください。</p> $\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害額} \text{ (注1)}} - \boxed{\text{免責金額 (自己負担額)} \text{ (注2)}}$ <p>(注1) 損害額＝修理費（注3）－修理に伴う残存物がある場合はその価額 (注2) 保険の対象ごとに適用されます。 (注3) 損害が生じた地および時において、構造、型、能力等を同一の状態にするための費用をいいます。また、盗難による損害の場合で、盗難された保険の対象を回収することができたときは、回収のために支出した必要な費用を修理費に含めます。</p>

【支払限度額・免責金額について】

○風災・雹災・雪災の事故に対する免責金額

保険の対象	免責金額
建物	0円、3万円、5万円、10万円、20万円から選択します。 特約をセットすることによりフランチャイズ方式（損害額が20万円以上となった場合に保険金をお支払いする方式）に変更することも可能です。
家財	

○「盗難」の事故に対する支払限度額

保険の対象	支払限度額
建物	保険金額
家財（明記物件除く）	保険金額
家財（明記物件）	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円

○「家財における通貨等、預貯金証書の盗難」の事故に対する支払限度額

保険の対象	支払限度額
家財（通貨等）	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
家財（預貯金証書）	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円

○「破損等の事故」に対する支払限度額および免責金額

保険の対象	支払限度額	免責金額
建物	保険金額	5千円、1万円、3万円、5万円から選択します。*
家財（明記物件含む）	10万円、30万円、50万円から選択します。	※免責金額は建物・家財共通で設定していただけます。

【費用保険金】

前記の損害保険金とは別に、事故の形態によっては罹災時に費用保険金をお支払いします。費用保険金のお支払いについては弊社の承認が必要となる場合がございますので、ご注意ください。

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
残存物取片づけ 費用保険金	前記2.(1)損害保険金が支払われる場合	実費 (修理付帯費用保険金と合計で前記2.(1)においてお支払いする損害保険金が限度)
修理付帯 費用保険金	前記2.(1)損害保険金が支払われる場合	弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な次の費用の合計額 ア. 損害の原因の調査費用 イ. 損害の範囲を確定するために要する調査費用 ウ. 仮修理の費用 エ. 保険の対象の代替として使用する仮設物の設置、撤去費用等 (残存物取片づけ費用保険金と合計で前記2.(1)においてお支払いする損害保険金が限度)
損害防止 費用保険金	前記2.(1)火災、落雷、破裂・爆発の事故が発生した場合	損害の防止または軽減のために支出した必要または有益な次の費用の合計額 ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用
権利保全行使 費用保険金	前記2.(1)損害保険金を支払った場合において、被保険者が第三者に損害賠償請求する権利を有する場合	実費 (弊社に協力するために必要な費用)

(4) 主な特約の概要 **契約概要**

特約には、次の2種類があります。

a.ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約（自動セット特約）

b.ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）

a.自動セット特約 特約名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
地震火災費用 補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象が建物である場合は、当該建物が再取得価額の20%以上の損害を受けたとき、保険の対象が家財である場合は、当該家財を収容する建物が再取得価額の20%以上の損害を受けたとき、または家財が再取得価額の80%以上の損害を受けたときに保険金をお支払いします。	保険金額（注）×支払割合（5%） (注) 保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。 〔1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円限度〕
全損時の保険金 支払いに関する 特約（注） (注) 保険の対象が 建物である場合	保険の対象である建物が全損となった場合には、普通保険約款およびセットされた特約の保険金の算出規定にかかわらず、保険金額に相当する額を保険金としてお支払いします。	保険金額 (再取得価額×当該保険金の支払割合の1.3倍が限度)

b.任意セット特約 特約名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
日常生活賠償責任特約	日本国内において、記名被保険者やそのご家族等が日常生活で他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します。	<p>次の金額の合計額をお支払いします。</p> <p>A 損害賠償金の額(免責金額を超過した額) 〔1事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度〕</p> <p>B 次の費用保険金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> a 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 b 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合に、その権利の保全または行使のために要した必要 c 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用 d 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が弊社の同意を得て支出した費用、および被保険者が弊社に協力するために要した費用 e 弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停等に要した費用 〔dの費用については、1回の事故につき、Aの損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。〕 <p>C 遅延損害金</p>
類焼損害補償特約	保険の対象である建物や家財から発生した火災、破裂または爆発によって近所の住宅・家財が類焼した場合に保険金をお支払いします。	類焼補償対象物の再取得価額 〔保険証券記載の支払限度額が限度〕
借家人賠償責任拡張補償特約	被保険者の借用する戸室からの火災等によって、借用戸室が損害を受けた場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することで被った損害に対して、保険金をお支払いする特約です。	<p>次の金額の合計額をお支払いします。</p> <p>A 損害賠償金の額(免責金額を超過した額) 〔1事故につき、証券記載の支払限度額を限度〕</p> <p>B 次の費用保険金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> a 弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停等の費用 b 弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 c 弊社が損害賠償の解決に当たる場合で、被保険者が弊社に協力するため直接要した費用 d 被保険者が他人に対した損害賠償の請求権を有する場合に、その権利の保全または行使のために要した必要または有益な費用 〔a、bの費用については、Aの損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。〕

罹災時諸費用 補償特約	火災等の事故 ^(注) の際に臨時に生ずる費用に対して保険金をお支払いする特約です。 (注) 現金等または預貯金証書の盗難は対象外となります。	損害保険金×10% 〔1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度〕
----------------	--	---

※特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

(5) 特約の補償重複 **注意喚起情報**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合には、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。^(注)

(注) 1契約のみにセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	DAY-GO! すまいの保険（入居者プランを含みます。）の日常生活賠償責任特約	DAY-GO! くるま保険の 日常生活賠償責任特約
②	DAY-GO! すまいの保険（建物のご契約）の 類焼損害補償特約	DAY-GO! すまいの保険（家財のご契約）の 類焼損害補償特約

(6) 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は、次のa. b. にご注意ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額・支払限度額欄でご確認ください。

a. 建物を保険の対象とする場合

再取得価額^(注)が保険金額を設定する時の基準となります。この再取得価額に約定付保割合（100%、80%、60%）を乗じた額を保険金額として設定していただきます。

b. 家財を保険の対象とする場合

再取得価額を基準として、1口単位（1口：50万円）で保険金額を設定していただきます。

(注) 他の保険契約等がご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した保険金額が評価額を超える場合、超過部分については保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険契約申込書の保険期間欄でご確認ください。

●保険期間：保険期間は原則1年ですが、1年を超える長期契約（10年まで）や1年末満の短期契約も可能です。

（DAY-GO! すまいの保険～入居者プラン～の保険期間は2年で設定していただきます。）

●補償の開始：始期日の午後4時（これと異なる時刻が保険契約申込書に記載されている場合は、その時刻）

●補償の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造等によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。なお、DAY-GO! すまいの保険では、適用条件に合致すれば、保険料に対して割引が適用されます。

割引名称	適用条件	割引率
建物・家財セット割引	保険の対象として建物と家財を一保険契約申込書で契約を行う場合	家財の保険料に対して2%
築浅割引	建物の築年数が10年未満の場合	築年数、保険期間、建物所在地、補償プラン、構造級別に応じて建物の保険料に対して適用

(2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は次のとおりです。

払込方法 払込手段	一括払	年払	分割払
			12分割 12回払
口座振替	○	○	○ (5%割増) ^(注1)
スマホ決済払 ^(注2)	○	×	×
直接集金	○	×	○ (10%割増) ^(注1注3)
コンビニ払 ^(注4)	○	×	×
団体・集団扱	○ (5%割引)	×	○

(注1) 年間保険料が30万円未満の場合に割増となります。

(注2) スマホ決済払はご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります。なお、保険料の返還が生じた際には弊社からお客さまへ現金またはお客さまの口座への送金によって返還いたします。また、決済サービスのポイント等による返還はできません。

(注3) 地震保険の保険料については、6%割増となります。

(注4) コンビニ払は総保険料が30万円以内のご契約に限り、ご利用が可能となります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

(3) 自動継続方式について

DAY-GO! すまいの保険の保険期間を10年（払込方法は一括払）でご契約される場合は、自動継続方式^(注1)をお選びいただけます。^(注2)

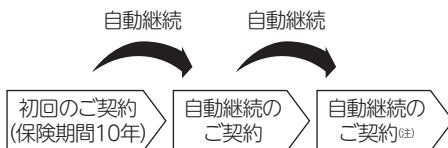
初回のご契約の際に自動継続を行う予定継続期間を設定し^(注3)、お選びいただいた自動継続の保険期間（継続方式）で自動的に継続いたします。なお、DAY-GO! すまいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく場合は、初回のご契約の際に設定した地震保険の保険期間が自動継続後の保険期間となります。

(注1) 保険契約の継続に関する特約がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。

(注2) ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。

(注3) 予定継続期間については保険契約申込書に記入していただきます。

自動継続イメージ図



(注) 自動継続最終回の保険期間が選択した継続方式の保険期間に満たない場合は端数処理をし、継続予定期間までの年数とします。

自動継続後のご契約の継続方式

パターン	DAY-GO! すまいの保険 継続方式 (保険期間)
①	1年
②	5年
③	10年

- ・保険契約が満了する月の前月の10日までに保険契約者または弊社から申し出ることにより、自動継続を停止することができます。
- ・自動継続後のご契約は、保険期間・払込方法・建物の評価額・保険金額（支払限度額）を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期月3か月前までに自動継続後のご契約をご案内いたします。
- ・普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定日以降の自動継続後の補償については継続日時点の内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が分割払、年払の場合は保険料払込期日^(注1)までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の属する月の翌月末日^(注2)までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

なお、分割払、団体扱・集団扱のご契約において、弊社が保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払分の保険料の払込みをお願いすることがあります。

(注1) 保険料を払い込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

(注2) 保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、翌々月末日まで延長となります。

4. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、住宅生活総合保険（以下、4.において「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にフルネームでご署名（法人の場合はご捺印）ください。

(2) 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額（ご契約金額）の一定割合（100%、60%、30%または5%）をお支払いします。

損害の程度		お支払いする保険金	
建物	全 損のとき	建物の地震保険金額の全額	[時価限度]
	大半損のとき	建物の地震保険金額の60%	[時価の60%限度]
	小半損のとき	建物の地震保険金額の30%	[時価の30%限度]
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5%	[時価の5%限度]
家財	全 損のとき	家財の地震保険金額の全額	[時価限度]
	大半損のとき	家財の地震保険金額の60%	[時価の60%限度]
	小半損のとき	家財の地震保険金額の30%	[時価の30%限度]
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5%	[時価の5%限度]

※ 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※ 地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、扉、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払するため、建物の主要構造部（主要構造部については、後記「●損害の認定基準について」をご参照下さい。）に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合などは、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、取扱代理店または弊社にその旨ご相談ください。

※ 損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額（ご契約金額）は減額することはありません。

1回の地震等^(注1)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が11.7兆円^(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\boxed{\text{お支払いする保険金}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{全損、大半損、小半損} \\ \text{または一部損の算出保険金} \end{array}} \times \frac{11.7\text{兆円}}{\text{算出保険金総額}}$$

(注1) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(注2) 2020年8月1日現在。

<ご参考>

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- ・保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ・地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- ・門・扉・垣のみに生じた損害
- ・損害の程度が一部損に至らない損害 等

●損害の認定基準について

前記(2)の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがつて^(注)、次のとおり行います。

(注) 国が定める「災害に係る住家の被害認定基準」とは異なります。

1. 建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準 (①②または③)		
	①主要構造部 ^(注) （軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額	②焼失または流出した床面積	③床上浸水
全 損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
大半損	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	—
小半損	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	—
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損に至らないとき

(注) 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※ 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

① 木造建物

在来軸工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます。）、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます。）基礎、屋根」に注目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表（在来軸組工法：表1-1、枠組壁工法：表1-2）から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

② 非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4）から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(2) 津波による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準（表3）を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(3) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準（表4）を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
大半損	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満
小半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤寝具・衣類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

- | |
|---|
| ※ 区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取り扱い |
| ①建物：1棟建物全体で損害認定し、占有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には個別に認定を行います。 |
| ②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに認定を行います。 |

《地震保険損害認定基準表（抜粋）》

(表1-1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度（物理的損傷割合）		損害割合（%）			物理的損傷割合の求め方
		平家建	2階建	3階建	
主要構造部 軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
	②～⑧ 略	12～41	13～45	14～46	
	⑨40%を超える場合	全損			
基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
	②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
	⑥50%を超える場合	全損			
屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
	②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
	⑤50%を超える場合	10	5	3	
外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
	②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15	
	⑥70%を超える場合	13	20	20	

- ※ 建物の基礎全体が1/20（約3°）以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。
- ※ 傾斜が1/20（約3°）以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。
- ※ 沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度（物理的損傷割合）		損害割合（%）	物理的損傷割合の求め方
主要構造部 外壁	①3%以下	2	$\frac{1\text{階の損傷外壁水平長さ}}{1\text{階の外周延べ長さ}}$
	②～⑥ 略	4～39	
	⑦25%を超える場合	全損	
構造部要 内壁	①3%以下	3	$\frac{1\text{階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{1\text{階の入隅全箇所数}}$
	②～④ 略	5～35	
	⑤15%を超える場合	全損	

構 主 造 部 要	基礎	① 3 %以下	1	損傷布コンクリート長さ 外周布コンクリート長さ
		②～⑦ 略	2～10	
		⑧35%を超える場合	全損	
屋根	① 3 %以下	1	屋根の葺替え面積 全屋根面積	
	②～⑧ 略	2～9		
	⑨55%を超える場合	10		

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

		被害の程度	損害割合 (%)
建 物 全 体 の 被 害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	① 5 cmを超え、10cm以下	3
		②～⑩ 略	5～45
		⑪100cmを超える場合	全損
傾 斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.2/100(約0.1°)を超え、0.3/100(約0.2°)以下	3	
		②～⑦ 略	5～40
		⑧0.2/100(約1.2°)を超える場合	全損

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

		被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	① 10%以下		0.5
		②～⑤ 略		1～4
		⑥50%を超える場合		5
II	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	① 5%以下		0.5
		②～⑩ 略		1～11
		⑪50%を超える場合		13
III	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	① 3%以下		2
		②～⑪ 略		3～25
		⑫50%を超える場合		30
IV	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落なし、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある。 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	① 3%以下		3
		②～⑪ 略		5～45
		⑫50%を超える場合		全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除く)。

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含む）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ぱり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ぱり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部
中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部分を含む）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ぱり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合 (%)
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超える場合 3
		②～⑤ 略 10～40
		⑥40cmを超える場合 全損
傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.4/100(約0.2°)を超える場合 3	
	②～⑤ 略 10～40	
	⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合 全損	

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度 (物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I 建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな不陸がある	①10%以下	1	
	②～④ 略 2～4		
	⑤50%を超える場合 5		
II 建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下 1		
	②～⑨ 略 2～12		
	⑩50%を超える場合 15		
III 建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮き出し、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下 2		
	②～⑩ 略 3～23		
	⑪50%を超える場合 25		
IV 外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下 3		
	②～⑨ 略 5～45		
	⑩50%を超える場合 全損		

※ 建物のすべての階に着目します。

※ 開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに、建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出します。建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅) 津波による損害の認定基準

損害の程度	津波による損害	
全損	下記以外	180cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から225cm以上の浸水を被った場合
	平屋建て	100cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から145cm以上の浸水を被った場合
大半損	下記以外	115cm以上180cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より160cm以上225cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm以上100cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より80cm以上145cm未満の浸水を被った場合

小半損	下記以外	115cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超えて160cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超えて80cm未満の浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損、大半損または小半損に至らないとき	

※ 津波以外による損害には適用されません。

※ 主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表4) 木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損害の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾斜	最大沈下量
全損	1.7/100（約1°）を超える場合	30cmを超える場合
大半損	1.4/100（約0.8°）を超え、 1.7/100（約1°）以下の場合	20cmを超え、30cm以下の場合
小半損	0.9/100（約0.5°）を超える 1.4/100（約0.8°）以下の場合	15cmを超え、20cm以下の場合
一部損	0.4/100（約0.2°）を超える 0.9/100（約0.5°）以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

※ 「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

※ 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

※ 主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(4) 保険期間 **契約概要**

地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時^(注)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

(注) ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、主契約と同時にご契約いただく場合は、主契約と同一の開始時刻となります。

- ・主契約の保険期間が1年以下の場合

主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

- ・主契約の保険期間が2年以上の場合

1年ずつの自動継続または主契約の保険期間と同一とする長期契約があります。

- ・主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。

<保険期間が自動的に継続される場合のご注意>

- ・保険期間が満了する日の属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動的に継続します。
- ・継続されるご契約の保険料は、自動継続特約（地震保険用）に定められた払込期日までにお支払いください。上記払込期日の属する月の翌月末^(注)までにお支払いのない場合には、お支払い前の損害に対しては保険金をお支払いできません。

(注) 保険料の払い込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、翌々月末日まで延長となります。

- ・保険期間中に料率の改定があった場合、次回の継続契約は改定後の料率を適用します。

(5) 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）契約概要

- ・a. 地震保険の対象は「居住用建物」または「家財」です^(注)。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。

b. 次のものは地震保険の対象に含まれません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物・自動車・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物・商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 明記物件には地震保険をセットできません。

- ・地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で千円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

※ すでに他の地震保険契約があり、追加契約する場合は、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

- ・地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。割引制度の詳細については、後記●地震保険の保険料割引制度についてをご参照ください。お客様が実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受できませんのでご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成24年4月1日現在）

都 県	市 町 村		
東 京	〈村〉	新島、神津島、三宅	
神奈川	〈市〉	平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 高座郡＝寒川；中郡＝大磯、二宮；足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原	
山 梨	〈市〉	甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 〈町村〉	西八代郡＝市川三郷；南巨摩郡＝早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡＝昭和；南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	〈市〉	岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 諏訪郡＝下諏訪、富士見、原；上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿	

岐 阜	〈市〉	中津川
静 岡		全域
愛 知	〈市〉	名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 愛知郡=東郷；海部郡=大治、蟹江、飛島； 知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊； 額田郡=幸田；北設楽郡=設楽、東栄
	〈町村〉	
三 重	〈市〉	伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 桑名郡=木曽岬；度会郡=大紀、南伊勢；北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

※上記の強化地域は、平成24年3月30日付け告示（内閣府告知第41号）に基づくものです。なお、市町村名は平成24年4月1日現在で表記しています。

●地震保険の保険料割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます（地震保険の保険期間の開始日により適用できる割引が異なります。）。

なお、保険期間の中途において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があつた日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。なお、下記(1)～(4)の割引は重複して適用を受けることができません。

(1) 免震建築物割引

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」といいます。）に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。）において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(注1)により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類（写）^(注2)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）
- ・①「認定通知書」等長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^(注3)および
②「設計内容説明書」等免震建築物であることが確認できる書類（写）

(注1) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。（「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。）

(注2) 例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築对象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

等

(注3) 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写) および「認定長期優良住宅建築証明書」(写) を含みます。

割引率	50%
-----	-----

(2) 耐震等級割引

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（以下、「評価指針」といいます。）に定められた耐震等級を有していること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類（写）^{(注1) (注2) (注3)}
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）^(注2)
- ・①「認定通知書」等長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^(注4) および
②「設計内容説明書」等耐震等級を確認できる書類（写）^(注3)

(注1) 例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・耐震性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

等

(注2) 以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。

- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類（写）で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注3) 以下に該当する場合には、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。

- ・「技術的審査適合証」において、耐震等級が確認できない場合
- ・「認定通知書」等上記①の書類のみご提出いただいた場合

(注4) 「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

(3) 耐震診断割引

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす建物であること。ただし、次のうち、割引の適

用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書等）
- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号^(注)）に適合することを地方公共団体、建築士等が証明した書類（写）
(注) 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

割引率	10%
-----	-----

(4) 建築年割引

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合（いずれの書類も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。）。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証等公的機関等^(注1)が発行^(注2)する書類（写）
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）、不動産売買契約書（写）または賃貸住所契約書（写）
- ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書（写）または建物引渡証明書（写）

(注1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

(注2) 建築確認申請書（写）等公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率	10%
-----	-----

割引適用上の注意

※1 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級）が確認できる以下の(a)または(b)に該当する書類をご提出いただくことができます。ただし、「証券番号（契約を特定するための番号）」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期（これらを特定できる情報を含む。）」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社^(注)」の記載のあるものに限ります。

(a) 保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、異動承認書（写）、満期案内書類（写）、または契約内容確認のお知らせ（写）

(b) (a)の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類（写）または電子データ

(注) 更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限ります。

※2 ※1にかかわらず、継続契約（前契約（弊社契約に限る）の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類の適用を受けようとする場合^(注)には、上記(1)～(4)のただし書の資料の提出を省略することができます。

(注) 地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときに限ります。

※3 上記(1)～(4)の割引は重複して適用を受けることができません。

5. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結後におけるご注意事項

1. 告知事項 **注意喚起情報** (ご契約時にお申し出ていただいた事項)

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険契約申込書に記載された内容のうち、☆または★がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①建物または家財を収容する建物の情報
 - 所在地、構造、用法、建物内の職作業、作業規模、建築年月
- ②他の保険契約等に関する情報（建物を保険の対象とする場合）
 - 建物を保険の対象とする他の保険契約または共済契約

2. 通知事項 **注意喚起情報** (ご契約後にご連絡いただく事項)

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① 建物または家財を収容する建物の構造を変更した場合
- ② 建物または家財を収容する建物の用法、建物内の職作業を変更した場合
- ③ 建物または家財の所在地を変更した場合
- ④ 建物の増築、改築、一部取りこわしままたは事故による一部滅失によって建物の再取得価額が増加または減少した場合

・通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。この場合において、弊社の取り扱いほかの商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ① 建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- ② 建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
- ③ 家財のすべてを事業用（設備・什器）として使用した場合

・ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ① 建物等を売却、譲渡する場合
- ② 保険証券記載の住所を変更した場合
- ③ ご契約後に建物または家財の価額が著しく減少した場合 等

3. 解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。実際に解約する

にあたっては、弊社に対する書面による通知が必要になります。

- ・ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。解約返れい金の計算式および返還保険料の計算例については、下記【計算式】・【返還保険料の計算例】をご参照ください。
- ・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少くなります。
- ・始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。



【計算式】

① 1年契約の場合

$$\boxed{\text{返還保険料}} = \boxed{\text{既に払込まれた保険料}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数}^{(\text{注})}}{\text{保険期間月数}^{(\text{注})}} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

② 長期保険保険料一括払特約をセットした契約の場合

$$\boxed{\text{返還保険料}} = \boxed{\text{保険料}^{(\text{注1})}} \times \boxed{\text{未経過料率係数}^{(\text{注2})}}$$

(注1) 保険契約が解除または解約された日の条件に基づき算出します。

(注2) 下記の未経過料率係数表から「保険期間」および「経過月数」に基づき決定します。

(未経過料率係数表)

経過月数 保険期間	保険期間		
	2年	5年	10年
1か月まで	87%	94%	97%
2か月まで	81%	92%	96%
3か月まで	76%	90%	95%
4か月まで	71%	88%	94%
5か月まで	65%	86%	93%
6か月まで	62%	84%	92%
7か月まで	60%	83%	92%
8か月まで	57%	82%	91%
9か月まで	54%	81%	90%
10か月まで	52%	80%	90%
11か月まで	49%	79%	89%
1年0か月まで	46%	78%	89%
2年0か月まで	0%	58%	79%
5年0か月まで		0 %	50%
10年0か月まで			0 %

※1 経過年月について、1か月に満たない期間は1か月とする。

※2 上表に記載のない保険期間・経過年月については、上表に準じて決定します。

【返還保険料の計算例】

ご契約条件

- ・保険始期：2021年1月1日
- ・保険金額：1,000万円
- ・年間保険料：1万円
- ・長期係数（10年）：8.55（10年契約の保険料は85,500円）

① 1年契約の場合

解約時の条件

- ・解約日：2022年6月20日（既経過期間の月数＝6ヶ月）

$$\text{返還保険料} = 1\text{万円} \times 6 / 12 = \underline{\underline{5,000\text{円}}}$$

② 長期保険保険料一括払特約をセットした10年契約の場合

長期保険保険料一括払特約をセットしたご契約の場合は、次の算式で計算した額を解約返れい金としてお支払いします。

- ・解約日：2026年1月1日
- ・未経過料率係数：50%（5年まで経過）

$$\text{返還保険料} = 85,500\text{円} \times 50\% = \underline{\underline{42,750\text{円}}}$$

III その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

2. 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、弊社およびグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することができます（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することができます。

詳しくは弊社ホームページ (<https://www.daidokasai.co.jp/>) をご覧ください。

3. 重大事由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳細は「住生総普約」「特約」をご参照ください。

- ・ 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
- ・ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ・ 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

4. 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい

金は100%補償されます。

5. 継続契約について

弊社が、普通保険約款・特約・保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款・特約・保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 事故が発生した場合の手続きについて

(1) 事故が発生した場合

万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金の請求に必要な書類等について

保険金の請求にあたっては、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出いただきます。

※事故の内容または損害の額等に応じ、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますのでご了承ください。

保険金の請求に必要な書類	書類の主な例
保険金請求の意思を確認するための書類	・保険金請求書　・印鑑証明書　・委任状 ・戸籍謄本
保険事故の発生や損害額の確認等をするための書類	・罹災証明書　・盗難届証明書（盗難届出受理番号を記入した書類） ・交通事故証明書 ・修理見積書（または請求書）　・現在高および損害額明細書 ・罹災物件の写真　・保険価額確認書類（保険対象の保険価額確認資料） ・設備や家財等の仕様書　・図面（配置図／建物図面など）　・消火器等損害防止の費用明細 ・示談書　・建物登記簿謄本　・固定資産台帳　・賃貸借契約書
その他の書類	・保険金直接支払指図書／承諾書　・公の機関への調査同意書 ・権利移転証／権利移転確認書　・盗難事故に関する確約書

(3) 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。ただし、次のような事由が生じた場合は、お客様にその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただく場合があります。

① 警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合

② 専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合 等

○保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

○損害保険金の支払額が1回の事故について保険金額※の100%になる場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、100%に満たない限り、保険金のお支払いが何回あったとしても保険金額は減額されずご契約は満期日まで有効です。

※保険金額が再取得価額を超える場合は再取得価額を保険金額とします。

○この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は「住宅生活

総合保険 普通保険約款」をご参照ください。

- 法律上の損害賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかる示談交渉は必ず弊社とご相談のうえおすすめください。あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任の全部もしくは一部を認めた場合または賠償金などを支払われた場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできることがありますのでご注意ください。
- 事故の際、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて他の保険会社に確認を行っています。確認内容は、保険金支払の目的以外には利用いたしません。

7. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

8. 保険金額の調整について

ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の再取得価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。詳細は「住宅生活総合保険普通保険約款 第3章 基本条項 第10条（保険金額の調整）」をご参照ください。

9. 保険料領収証の発行および保険証券の確認について

保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください^(注1)。また、ご契約手続きから20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください^(注2)。

- (注1) スマホ決済払で保険料をお支払いいただいた場合、原則として、保険料領収証は発行いたしませんのでご注意ください。保険料領収証の発行をご希望される場合、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- (注2) ご契約時にWeb証券をご選択いただいた場合、保険証券はお届けしませんので、弊社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認ください。

10. 質権の設定について

質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間で保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に証券を送付いたしますのでご了承ください。

11. 地震保険料控除について

個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり^(注)、DAY-GO! すまいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません。

- (注) 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年月の1月～12月までに払込みいただいた地震保険料です。

12. 被保険者について

被保険者とは、保険の対象の所有者で、保険事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合には、全ての所有者をご指定いただきます。なお、賠償責任

などを補償する特約をご契約される場合も、被保険者本人のご指定が必要です。

13. 保険の対象の所在地・用法・構造級別について

(1) 保険の対象の所在地について

保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地です。ご契約者住所と異なる場合は必ずご記入ください。

(2) 用法【居住用建物（専用住宅・併用住宅）】について

専用住宅：住居のみに使用する建物をいいます。

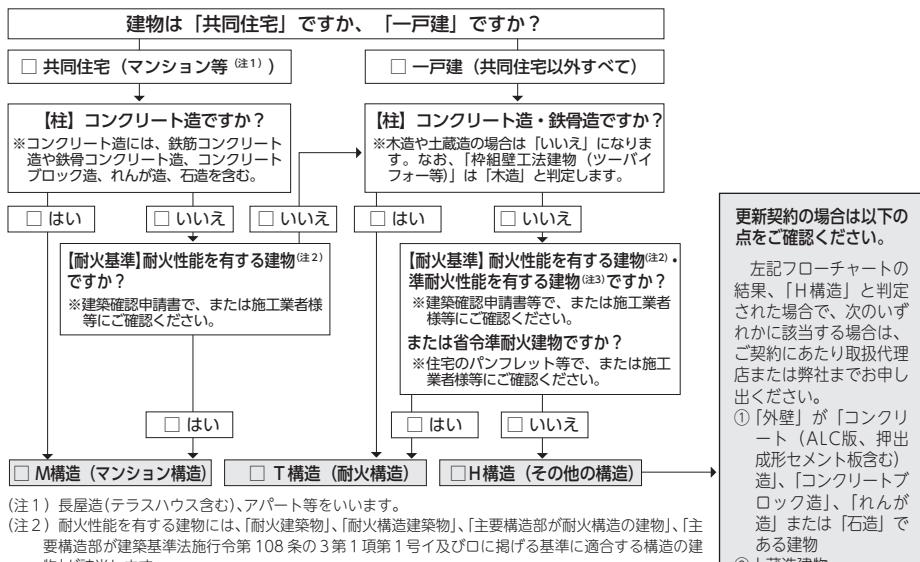
併用住宅：住居として使用するとともに、店舗や事務所等の事業にも使用する建物をいいます。用法（事業の内容）に応じ、ご契約時には必ず職業区分を選択していただきます。

(3) 構造級別について

建物の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。次のフローチャートに従い必ず構造をご確認ください。

- ・建物の構造級別は、コンクリート造、鉄骨造、木造といった「柱」の種類に着目して判定します。ただし、「耐火性能を有する建物^(注1)」、「準耐火性能を有する建物^(注2)」および「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造を判定します。

【耐火基準】で判定する場合は、建築確認申請書のように建物の耐火性能が判定できる書面または施工業者様もしくは不動産業者様（以下「施工業者様等」といいます。）による証明書を提出いただく場合があります。（住宅のパンフレット等で確認することもあります。）



<構造に関する用語>

主 要 構 造 部	主要構造部とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める部分をいいます。
コンクリート造建物	コンクリート造建物とは、すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）をコンクリート ^{(注1) (注2)} で造った建物をいいます。
コンクリートブロック造建物	コンクリートブロック造建物とは、コンクリートブロック（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいいます。なお、鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブロックを用いたものは含みません。
れんが造建物	れんが造建物とは、れんが（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいいます。なお、鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含みません。
石造建物	石造建物とは、石材（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいいます。なお、鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含みません。
鉄骨造建物	鉄骨造建物とは、すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）を鉄骨（CFTを含む。）または鋼材を用いて組み立てて造った建物をいいます。
耐火構造	耐火構造とは、建築基準法第2条第7号に定める耐火構造をいいます。
準耐火構造	準耐火構造とは、建築基準法第2条第7号の2に定める準耐火構造をいいます。
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造	準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条の3第1号または第2号に適合する主要構造部の構造をいいます。
耐火建築物	耐火建築物とは、建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。
耐火構造建築物	耐火構造建築物とは、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）による改正前の建築基準法第27条第1項に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のものをいいます。
準耐火建築物	準耐火建築物とは、建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。
特定避難時間倒壊等防止建築物	特定避難時間倒壊等防止建築物とは、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）による改正前の建築基準法施行令第109条の2の2に適合する建築物をいいます。
省令準耐火構造建物	省令準耐火構造建物とは、勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める準耐火構造に準ずる耐火性能を有する構造の建物をいいます。

(注1) 鉄骨または木材をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板（ALC板を含む。）等で被覆したものは含みません。

(注2) 柱がない建物（壁式構造）については壁の構造種類で判断します（例えば、壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物となります。）

14. 建物の評価額の算出・保険金額（支払限度額）の設定について

(1) 建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出する基準は「再取得価額」です。罹災した場合に同等のものを取得するための十分な保険金をお受取りいただけます。

〈建物評価額の算出方法〉

次の2つの評価方法で簡易的に建物の評価額を算出します。

① 年次別指指数法

建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指指数を乗じて算出します（建築価額に土地代は含みません。）。

② 新築費単価法

専有面積が判明している場合に、新築費の1m²単価を面積に乘じて算出します。

※上記①・②以外の合理的な方法での算出も可能です。

(2) 保険金額（支払限度額）の設定について

保険金額（支払限度額）は、万が一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう設定ください。

建物 ⇒ 評価額を保険金額として設定します。^(注1)

家財 ⇒ ご希望に応じて1口単位（1口：50万円）で保険金額を設定します。

（所有されている金額がご不明な場合は下表＜家財の所有金額の目安＞をご参照ください。）^(注2) ^(注3) ^(注4)

〈家財の所有金額の目安（再取得価額）〉

（単位：千円）

専有面積 建物 所有形態	50m ² 未満	50m ² ～ 70m ² 未満	70m ² ～ 100m ² 未満	100m ² ～ 150m ² 未満	150m ² 以上
所 有	5,100	8,000	10,500	12,800	16,400
賃 貸	3,400	5,400	7,000	8,100	9,800

（注1）他他の保険契約等がご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した保険金額が評価額を超える場合、超過部分については保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

（注2）破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額を10万円、30万円、50万円から設定します。

（注3）家財の盗難事故の場合、通貨等は20万円、預貯金証書は200万円が1事故あたりの支払限度額となります。

（注4）明記物件については、時価額を基準に保険金額を設定していただきます。

15. 他の保険契約等がある場合の取扱いについて

他の保険契約等とはこの保険以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等がある場合は必ず保険契約申込書に記載してください。

16. 団体扱・集団扱でご契約される場合のご注意について

団体扱・集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者のお勤め先と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、ご契約者・被保険者がそれぞれ下表の範囲に該当するときに限られます。

	団体扱・集団扱に関する特約によるご契約が可能な場合	団体扱特約（金融機関等融資物件用）によるご契約が可能な場合
--	---------------------------	-------------------------------

ご契約者の範囲	① 企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ② 系列会社の社員の方 ^(注) ③ 退職者の方 ^(注) ④ 弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方（役員・従業員等） (注) 系列会社の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。	銀行や信用金庫等の金融機関に対して、賦払償還債務（住宅ローン等）を負う債務者の方
被保険者の範囲	① 保険契約者 ② 保険契約者の同居の親族 ③ 保険契約者の別居の扶養親族	金融機関の融資の対象である建物およびその建物に収容される家財の所有者

団体扱・集団扱をご契約の場合、以下の理由により団体扱・集団扱に関する特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。（保険期間が）2年以上の場合は翌始期応当日までの保険料を一括して払込みいただいた後、払込方法を変更していただきます。

- ① 退職などにより給与の支払いを受けられなくなった場合
- ② 脱退や退職等によりその構成員でなくなった場合
- ③ 資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ 保険料が集金日の属する月の月末までに集金されなかった場合

17. Web約款およびWeb証券について

「ご契約のしおり（約款）」や「保険証券」を「冊子・紙」ではなくインターネット上でご確認いただくWeb約款およびWeb証券をおすすめしております。お申込時にWeb約款またはWeb証券を選択していただき、「ご契約のしおり（約款）」または「保険証券」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。Web約款またはWeb証券を選択された方は、弊社ホームページ（<https://www.daidokasai.co.jp/>）および「マイページ」から「ご契約のしおり（Web約款）」または「Web証券」を選択し、ご契約の補償内容についてご確認ください。

※Web証券をご利用いただくには、弊社ホームページの「マイページ（個人のお客さま専用ページ）」にご登録いただく必要があります。なお、マイページおよびWeb証券をご利用いただければ個人契約のみとなっておりますのでご注意ください。

18. しまんちゅ相談サービスについて

住宅生活総合保険（「DAY-GO! すまいの保険」入居者プランを含みます。）をご契約のお客さまとそのご家族を対象として、医療相談や相続相談等について、専門のオペレーターへお電話にてご相談いただけるサービスです。以下にサービスの概要を記載しています。全ての内容を記載しているものではありませんので、詳しくは「V 大同火災のしまんちゅ相談サービス利用規約（P168）」をご確認ください。

医療相談	健康相談、緊急医療相談、医療機関案内、入院時相談、予約制専門医相談、転院時移送手配、がん専用相談窓口
相続相談	相続相談、税理士紹介

(注1) 個人契約のお客さまが対象となります。

(注2) 弊社の提携会社が提供するサービスです。

IV 普通保険約款・特約

1. 普通保険約款

(1) 住宅生活総合保険普通保険約款

この保険契約に適用される保険約款の説明

1. この保険契約の内容は、保険約款に記載されています。当会社は保険約款に基づいて、保険金を支払います。
 - (1) 保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
 - (2) 普通保険約款と特約の記載内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
2. この保険契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語の定義は、この保険約款に共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。ただし、別途定義がある場合はその定義に従います。

<この保険約款全般に共通する用語の説明—定義>

(50音順)

区分	用語	定義
か 行	解除	当会社からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 <small>(注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。</small>
さ 行	再取得価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
	残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清算費用および搬出費用をいいます。
	時価額	保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。ただし、保険の対象が明記物件である場合には、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	失效	保険契約の全部または一部の効力を、将来に向かって失うことをいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって生じた事故をいいます。

区分	用語	定義
さ 行	雪 災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 <small>なだれ</small> をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	専用使用権付共用部分	共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約にもとづき、被保険者が専ら使用または管理するドア・バルコニー・物入れ等の共用部分をいいます。
	騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	損 害	偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た 行	損 害 額	当会社が第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の規定に従い、損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。
	建 物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
	通 貨 等	通貨および小切手をいいます。
	盗 難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は 行	土 砂 崩 れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
	配 偶 者	婚姻関係にある者の相手方をいい、法律上の婚姻届出が提出されていない事実上の婚姻関係にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
	被 保 険 者	保険の補償を受けられる方（ただし、損害賠償請求権者および質権者は含みません。）をいいます。具体的な被保険者の範囲は、各補償条項および特約ごとに定めています。
	風 災	台風、旋風、竜巻、暴風等によって生じた事故をいい、洪水、高潮等を除きます。
	付属屋外設備・装置等	門、塀、垣もしくは外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置であって敷地内に所在するものをいいます。
	普通保険約款	住宅生活総合保険普通保険約款をいいます。
	暴 動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
ま 行	保 険 期 間	この保険契約に基づき補償の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券の保険期間欄に記載された期間をいいます。
	保 険 契 約 者 の 住 所 ま た は 通 知 先	保険証券記載の保険契約者の住所または通知先をいいます。なお、第3章共通条項第4条（契約後に通知いただく事項一保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。
	無 効	保険契約のすべての効力を契約時にさかのばって失うことをいいます。
や 行	明 記 物 件	明記物件とは次に掲げるものをいいます。 (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
	免 責 金 額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
や 行	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1章 建物補償条項

第1条（この補償条項の適用）

当会社は、この保険契約において建物を保険の対象とする場合に、この補償条項を適用します。

第2条（保険の対象の範囲）

- (1) この補償条項における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物とします。
- (2) 次に掲げるもののうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ① 疊、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
 - ④ 付属屋外設備・装置等
 - ⑤ 物置、車庫その他の付属建物で、床面積が66m²未満のもの
 - ⑥ 保険の対象である建物の基礎
- (3) 保険の対象が、区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合には、専用使用権付共用部分は、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。なお、専用使用権付共用部分に生じた損害に対して保険金の支払を受けようとする場合は、当該共同住宅の居住者で構成される管理組合の承認を得なければなりません。

第3条（保険の対象の保険金額）

- (1) 保険契約締結時に保険の対象の再取得価額（注）を評価し、その額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額を保険金額とします。
(注) 〈この保険約款全般に共通する用語の説明－定義〉の規定にかかわらず、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
- (2) この補償条項にいう保険の対象の再取得価額（注）および保険金額は、前条(2)④については門、扉または垣以外の付属屋外設備・装置等を、同条(3)については専用使用権付共用部分を除いた保険の対象についてのものとします。
(注) 〈この保険約款全般に共通する用語の説明－定義〉の規定にかかわらず、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

第4条（補償の対象となる方－被保険者）

この補償条項における被保険者は、保険証券に被保険者として記載された者とします。

第5条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害^(注1)に対して、この章および第3章基本条項に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは⑦もしくは⑧による損害を除きます。

- ⑤ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注2）による水濡れ。ただし、
⑦もしくは⑧による損害または給排水設備（注3）自体に生じた損害を除きます。
- ア 給排水設備（注3）に生じた事故
- イ 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑥ 駆逐およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 風災、雹災または雪災。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注4）が風災、雹災または雪災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。
- ⑧ 水災。ただし、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合に限ります。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である建物ごとにそれぞれを行い、また、付属屋外設備・装置等が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ア 保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合
- イ 上記アに該当しない場合において、保険の対象が床上浸水（注5）または地盤面（注6）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。
- ⑨ 盗難（注7）
- ⑩ ①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故（注8）
- （注1）雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第3章基本条項第22条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行つてもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同章第18条（事故の通知）および第19条（損害防止義務）の規定に基づく義務を負うものとします。
- （注2）水が溢れることをいいます。
- （注3）スプリンクラー設備・装置を含みます。
- （注4）外壁、屋根、開口部等をいいます。
- （注5）居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。
- （注6）床面が地盤面より下にある場合は当該床面をいいます。
- （注7）盗難によって保険の対象に生じた損傷、汚損の損害を含みます。
- （注8）①から⑨までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。

第6条（保険金をお支払いしない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^{（注1）}またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^{（注2）}またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 前条①から⑧までおよび⑩に規定する事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難
- （注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害^{（注1）}に対しては、保険金を支

扱いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。

② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(注1) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 落書きを含みます。

(5) 当会社は、前条⑩の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については、この規定を適用しません。

② 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

③ 保険の対象に対する加工（注）、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的または機械的事故によって生じた損害

⑤ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害

⑥ 証欺または横領によって保険の対象に生じた損害

⑦ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害

⑧ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。

⑨ 風、雨、雹もしくは砂じん塵の吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害

⑩ 動植物について生じた損害

(注) 保険の対象の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、次の算式により算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{損害保険金} = \boxed{\text{次条に規定する損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額(注)}}$$

(注) 免責金額は、各保険の対象にそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

- (2) 当会社は、(1)の損害保険金に加え、次の費用の額を費用保険金として支払います。ただし、①および②の費用については、合計して(1)の損害保険金に相当する額を限度とします。

費用	お支払いする費用保険金
① 残存物取片づけ費用	第5条(保険金をお支払いする場合)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用。
② 修理付帯費用	第5条(保険金をお支払いする場合)の損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の復旧にあたり、当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な次に掲げる費用の合計額 ア 損害を受けた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用 イ 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(注1)を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ 損害を受けた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 エ 損害を受けた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(注2)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
③ 損害防止費用	第3章基本条項第19条(損害防止義務)(1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第5条(保険金をお支払いする場合)①から③までの損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な次に掲げる費用。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合を除きます。 ア 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ 消火活動に使用したことにより損傷した物(注3)の修理費用または再取得費用 ウ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(注4)
④ 権利保全行使費用	第3章基本条項第24条(代位)(3)の場合において、当会社に協力するために必要な費用

(注1) 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(注2) 保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

(注3) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注4) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の保険金の合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第8条（損害額の決定）

- (1) 当会社が第5条（保険金をお支払いする場合）の規定に従い損害保険金として支払うべき損害の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、保険の対象の再取得価額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額}}$$

- (2) (1)の修理費とは、損害が生じた地および時において、保険の対象を損害発生直前の状態（注1）に復旧するために保険の対象の修理に必要な費用（注2）をいい、前条(2)の費用を除きます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (注1) 構造、質、用途、規模、型、能力において事故発生直前と同一の状態をいいます。
- (注2) 復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用とします。
- (3) 第5条（保険金をお支払いする場合）に規定する盗難によって生じた盗取の損害については、保険の対象の再取得価額によって損害額を定めます。この場合、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、この額に含まれるものとします。ただし、その再取得価額を限度とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類（注）ごとに下表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）第7条（支払保険金の計算）(1)の損害保険金または同条(2)の各費用保険金をいいます。

他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

事故または費用の種類	支払限度額
第5条（保険金をお支払いする場合）の事故	損害額
第7条（支払保険金の計算）(2)の費用	残存物取片づけ費用
	修理付帯費用
	損害防止費用
	権利保全行使費用

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約に時価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がある保険契約がある場合は、当会社は、次に規定する算式によって算出した額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{時価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がある他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金の額}}$$

- (3) (1)および(2)の損害額とは、それぞれの保険契約に支払保険金の計算に際して免責金額の適用がある場合には、第8条（損害額の決定）に規定する損害額からそのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)から(3)までの規定をおのおの別に適用します。

第10条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの再取得価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前3条の規定を適用します。

第2章 家財補償条項

第1条（この補償条項の適用）

当会社は、この保険契約において家財を保険の対象とする場合に、この補償条項を適用します。

第2条（保険の対象の範囲）

- (1) この補償条項における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物に収容される家財（注）とします。
- （注）物置、車庫その他の付属建物で、床面積が66m²未満のものが保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車、自動三輪車および自動二輪車。ただし、原動機付自転車（注1）は保険の対象に含まれます。
 - ② 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ③ 業務用の設備・什器等（注2）
 - ④ 商品・製品等（注3）
- （注1）総排気量が125cc以下のものをいいます。
- （注2）設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
- （注3）商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
- (3) 明記物件は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- (4) 被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (5) 建物と家財の所有者が異なる場合において、被保険者の所有する次に掲げる生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ① 置、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (6) 保険証券記載の建物に収容される生活用の通貨等または生活用の預貯金証書に第4条（保険金をお支払いする場合）⑩の盗難による損害が生じた場合は、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この章および第3章基本条項にいう再取得価額、時価額および保険証券記載の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

この補償条項における被保険者は、保険証券に被保険者として記載された者とします。

第4条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害（注1）に対して、この章および第3章基本条項に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは⑦もしくは⑧による損害を除きます。
- ⑤ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注2）による水濡れ。ただし、⑦もしくは⑧による損害または給排水設備（注3）自体に生じた損害を除きます。

ア 給排水設備（注3）に生じた事故

イ 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

- ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 風災、雹災または雪災。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注4）が風災、雹災または雪災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

- ⑧ 水災。ただし、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合に限ります。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である建物ごとにそれぞれ行います。

ア 保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合

イ 上記アに該当しない場合において、保険の対象収容する建物が床上浸水（注5）または地盤面（注6）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。

- ⑨ 盗難（注7）

- ⑩ 保険証券記載の建物内における次に掲げるもののいずれかの盗難

ア 生活用の通貨等。ただし、小切手の盗難により損害が生じた場合には、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

（ア）保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知（注8）し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。

（イ）盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

イ 生活用の預貯金証書。ただし、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

（ア）保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

（イ）盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされたときも、また同様とします。

- ⑪ ①から⑩までの事故以外の不測かつ突発的な事故（注9）

（注1）雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第3章基本条項第22条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同章第18条（事故の通知）および第19条（損害防止義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

- (注2) 水があふれることをいいます。
- (注3) スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注4) 外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (注5) 居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。
- (注6) 床面が地盤面より下にある場合は当該床面をいいます。
- (注7) 盗難によって保険の対象に生じた損傷、汚損の損害を含みます。
- (注8) 被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注9) ①から⑩までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 前条①から⑧までおよび⑪に規定する事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
 - ⑤ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等

- (注1) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
- (注2) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 落書きを含みます。
- (5) 当会社は、前条①の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については、この規定を適用しません。
 - ② 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ③ 保険の対象に対する加工、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的または機械的事故によって生じた損害
 - ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑥ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
 - ⑦ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。
 - ⑧ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
 - ア 弦（注）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。
 - イ 音色または音質の変化
 - ⑨ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
 - ⑩ 保険の対象のうち、コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等の損害
- (注) ピアノ線を含みます。
- (6) 当会社は、前条①の事故によって次のいずれかに掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 船舶（注1）、航空機、原動機付自転車（注2）、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
 - ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
 - ③ 携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
 - ④ 携帯式電子機器（注3）およびこれらの付属品
 - ⑤ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物
 - ⑥ 動物および植物
 - ⑦ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
 - ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ⑨ その他保険証券記載の物
- (注1) ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。
- (注2) 総排気量が125cc以下のものをいいます。

(注3) ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 当会社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、①の算式により算出した額とし、保険金額または②に定める金額のいずれか低いほうを限度とします。

① 計算式

$$\text{損害保険金} = \boxed{\text{次条または第8条（損害額の決定一明記物件の場合）に定める損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額（注）}}$$

(注) 免責金額は、各保険の対象にそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

② 限度額

事故の種類		支払限度額
盜難 (第4条（保険金をお支払いする場合）⑨に規定する事故をいいます。)	ア 貴金属・宝石等 (<この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>明記物件の(1)に掲げる物をいいます。)	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円
	イ 上記以外の物	保険金額
盜難 (同条⑩に規定する事故をいいます。)	ウ 通貨等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
	エ 預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円
オ 不測かつ突発的な事故（同条⑪に規定する事故をいいます。）		保険証券記載の支払限度額
カ 上記以外の事故		保険金額

(2) 当会社は、(1)の損害保険金に加え、次の費用の額を費用保険金として支払います。ただし、①および②の費用については、合計して(1)の損害保険金に相当する額を限度とします。

費用	お支払いする費用保険金
① 残存物取片づけ費用	第4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用。
② 修理付帯費用	第4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の復旧にあたり、当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な次に掲げる費用の合計額 ア 損害を受けた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用 イ 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注1）を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ 損害を受けた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。

③ 損害防止費用	<p>第3章基本条項第19条（損害防止義務）(1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第4条（保険金をお支払いする場合）①から③までの発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な次に掲げる費用。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合を除きます。</p> <p>ア 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ 消火活動に使用したことにより損傷した物（注2）の修理費用または再取得費用 ウ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（注3）</p>
④ 権利保全行使費用	第3章基本条項第24条（代位）(3)の場合において、当会社に協力するために必要な費用

(注1) 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(注2) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注3) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

(3) 当会社は、(1)および(2)の保険金の合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第7条（損害額の決定－明記物件以外の場合）

(1) 当会社が第4条（保険金をお支払いする場合）の規定に従い損害保険金として支払うべき損害額は、保険の対象が明記物件以外のものである場合には、次の算式により算出した額とします。ただし、保険の対象の再取得価額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額}}$$

(2) (1)の修理費とは、損害が生じた地および時において、保険の対象を損害発生直前の状態（注1）に復旧するために保険の対象の修理に必要な費用（注2）をいい、前条(2)の費用を除きます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注1) 質、用途、規模、型、能力において事故発生直前と同一の状態をいいます。

(注2) 復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用とします。

(3) 第4条（保険金をお支払いする場合）に規定する盗難によって生じた盗取の損害については、保険の対象の再取得価額によって損害額を定めます。この場合、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、この額に含まれるものとします。ただし、その再取得価額を限度とします。

第8条（損害額の決定－明記物件の場合）

(1) 当会社が第4条（保険金をお支払いする場合）の規定に従い損害保険金として支払うべき損害額は、保険の対象が明記物件である場合には、その保険の対象の時価額によって定めます。

(2) 第4条（保険金をお支払いする場合）に規定する盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象である明記物件を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、この額に含まれるものとします。ただし、その時価額を限度とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類（注）ごとに下表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

下表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 第6条（支払保険金の計算）(1)の損害保険金または同条(2)の各費用保険金をいいます。

他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

事故または費用の種類			支払限度額
第4条（保険金をお支払いする場合）の事故	盗難 (第4条（保険金をお支払いする場合）⑨に規定する事故をいいます。)	貴金属・宝石等 (<この保険約款全般に共通する用語の説明一定義>明記物件の(1)に掲げる物をいいます。)	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（注1）または損害額のいずれか低い額
		上記以外の物	損害額
	盗難 (同条⑩に規定する事故をいいます。)	通貨等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注2）または損害額のいずれか低い額
	不測かつ突発的な事故 (同条⑪に規定する事故をいいます。)		1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注3）または損害額のいずれか低い額
	上記以外の事故		損害額
第6条（支払保険金の計算）(2)の費用	残存物取扱費用		残存物取扱費用および修理付帯費用の合計額または損害保険金のいずれか低い額
	修理付帯費用		修理付帯費用の額
	損害防止費用		損害防止費用の額
	権利保全行使費用		権利保全行使費用の額

(注1) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注2) 他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注3) 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注4) 他の保険契約等に、保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険の目的が明記物件以外の場合において、他の保険契約に時価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がある保険契約があるときは、第4条（保険金をお支払いする場合）①から⑨までおよび⑪の損害保険金については、当会社は、次に規定する算式によって算出した額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} - \text{時価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がある他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額}$$

第10条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの再取得価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前各条の規定を適用します。

第3章 基本条項

第1条（保険期間－補償される期間）

- (1) この保険契約で補償される期間は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかっただけ（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、そ

の返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (2)の規定による解除が第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第4条（契約後に通知いただく事項－保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5条（契約後に通知いただく事項－保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第8条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象である建物の再取得価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。なお、この規定は第10条（保険金額の調整）に優先して適用されます。
 - ① 増築、改築または一部取りこわし
 - ② この保険契約において補償しない事故による保険の対象である建物の一部滅失
- (2) (1)の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象である建物の再取得価額（注）を再評価し、保険金額を変更するものとします。
(注) <この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>の規定にかかわらず、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
- (3) (1)の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から(2)の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、次の規定を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の再取得価額が減少した場合を除きます。

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \left(\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \boxed{\begin{array}{l} \text{保険金額} \\ \hline \text{再取得価額} \times \text{約定割合} \end{array}}$$

第7条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第8条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第25条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合

- (2) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の再取得価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の再取得価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の再取得価額に至るまでの減額を請求することができます。

第11条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解約権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第12条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注1）暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （注2）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (2) (1)の規定による解除が第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がな

された時までに発生した第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第13条（保険契約解除または解約の効力）

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 保険料を変更する必要がある場合の保険料の返還または請求は次のとおりとします。

返還または請求する場合	当会社が返還または請求する額
① 第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 変更後の保険料と変更前 前の保険料との差額 $\times \left[\frac{\text{未経過期間の月数 (注1)}}{\text{保険期間月数 (注2)}} \right]$
③ 第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）(2)の保険金額の変更の場合	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 変更後の保険料 と変更前の保険 料との差額 $\times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数 (注3)}}{\text{保険期間月数 (注2)}} \right]$
④ ①から③のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	

(注1) 未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、②の場合における未経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、②の場合における既経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時までの期間をいいます。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保

険金をお支払いする場合)の事故による損害については適用しません。

- (5) (1)(3)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第6条(契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少)(3)の規定を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、同条(2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。
- (6) (1)(4)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第15条(保険料の返還－無効、失効または取消しの場合)

保険契約の無効、失効または取消しの場合における保険料の返還は次のとおりとします。

返還する場合	当会社が返還する額
① 第7条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合	保険料を返還しません。
② 第9条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合	保険料を返還しません。
③ 第8条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{365}$ ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{\text{保険期間の日数}}$
④ 保険期間が1年を超える保険契約の無効または失効の場合	当会社が無効または失効を知った日の属する契約年度(注)に対する保険料については、上記①から③までの規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第16条(保険料の返還－保険金額の調整の場合)

保険契約者が第10条(保険金額の調整)(1)の規定により保険契約を取消した場合または同条(2)の規定により保険金額の減額を請求した場合の保険料の返還は次のとおりとします。

返還する場合	当会社が返還する額
① 第10条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
② 第10条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数(注1)}}{\text{保険期間月数(注2)}} \right]$

- (注1) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

第17条（保険料の返還－解除または解約の場合）

保険契約を解除または解約した場合における保険料の返還は次のとおりとします。

返還する場合	当会社が返還する額
① 第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた 保険料 $\times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数}}{\text{保険期間月数}} \right]$ (注1) (注2)
② 第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）(2)、第12条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた 保険料 $\times \frac{\text{未経過期間の日数}}{365}$ ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた 保険料 $\times \frac{\text{未経過期間の日数}}{\text{保険期間の日数}}$
③ 第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）(6)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた 保険料 $\times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数}}{\text{保険期間月数}} \right]$ (注1) (注2)
④ 第11条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた 保険料 $\times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数}}{\text{保険期間月数}} \right]$ (注1) (注2)
⑤ 保険期間が1年を超える保険契約の解除または解約の場合	保険契約の解除または解約のあった日の属する契約年度（注4）に対する保険料については、上記①から④までの規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

- (注1) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注3) この保険契約を一旦解約し、その解約日を保険期間の初日として新たな保険契約を当会社と締結することをいいます。ただし、この保険契約を一旦解約しなければ保険契約の条件の変更等ができない場合に限ります。
- (注4) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第18条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害

の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条（損害防止義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）または第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害額から防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第20条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）または第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
 - (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）⑨または第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）⑨の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第1章建物補償条項第8条（損害額の決定）⑶または第2章家財補償条項第7条（損害額の決定－明記物件以外の場合）⑶もしくは同章第8条（損害額の決定－明記物件の場合）⑵の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
 - (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）⑨または第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）⑨の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の再取得価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
 - (4) ⑶の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (注) 第1章建物補償条項第8条（損害額の決定）⑶または第2章家財補償条項第7条（損害額の決定－明記物件以外の場合）⑶もしくは同章第8条（損害額の決定－明記物件の場合）⑵の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第21条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）または第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいづれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (注1) <この保険約款全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) <この保険約款全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 再取得価額を含みます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当該会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当該会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力をしなかった場合を含みます。

第23条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当該会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当該会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。
- ① 当該会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)(2)の場合において、当該会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当該会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当該会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当該会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第25条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）または第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（注）の100%に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- （注）保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。
- (2) (1)の場合を除き、当該会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) 保険期間が1年を超える保険契約の終了の場合には、その終了した日の属する契約年度(注)に対する保険料については、(1)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。
(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。
- (5) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(4)までの規定を適用します。

第26条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第2条(契約時に告知いただく事項－告知義務)の規定を適用します。
(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもつて新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第1条(保険期間－補償される期間)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第27条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第5条(契約後に通知いただく事項－保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第28条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるすることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

追加特約

（他に保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 保険の対象について、他の保険契約等がある場合には、普通保険約款第1章建物補償条項第3条（保険の対象の保険金額）の規定にかかわらず、保険金額を保険の対象の評価額から他の保険契約等の保険金額を差し引いた額により定めることができます。この場合において、保険契約締結の後に普通保険約款第3章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）および第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）(1)の事由の発生により保険の対象を再評価し保険金額を変更するときにも、同様の方法によるものとします。
- (2) (1)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生のとき保険金額が評価額（注）から他の保険契約等の保険金額を差し引いた額に満たないときまたは他の保険契約等より保険金が支払われないとときは、普通保険約款第1章建物補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当会社の支払う損害保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \left(\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \boxed{\begin{array}{c} \text{保険金額} \\ \hline \text{再取得価額} \times \text{約定割合} \end{array}}$$

（注）普通保険約款第3章基本条項第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）(1)の事由の発生により保険の対象を再評価した場合はその再評価額とします。

(2) 地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p>
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
小半損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。</p>
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。

用語	定義
全損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。</p>
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
大半損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。</p>
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上重要な部分をいいます。
他の保険契約	<p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p> <p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p>
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原

因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
- (注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
- (注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
- (注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2) (1)の建物には、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- (3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 置、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車（注）
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董^{とう}、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- （注）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。
- （注）居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2) (1)の共用部分には、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- (3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 置、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車（注）
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董^{とう}、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- （注）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
- ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなす(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなす。(1)の規定を適用します。

① 建物

$$\frac{5,000\text{万円または保険価額}}{\text{のいずれか低い額}} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$\frac{1,000\text{万円または保険価額}}{\text{のいずれか低い額}} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(4) 当会社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返します。

① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (3)の規定により保険金を支払った場合（注）は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$\frac{(2)①に規定する限度額}{\text{この保険契約の建物についての保険金額}} \times \frac{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}$$

イ. 生活用動産

$$(2)①に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

- (6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合（注）によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
- (注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。
- (3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約での保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
- ① 専有部分

$$5,000万円または保険価額 \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$5,000\text{万円または保険価額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

のいずれか低い額

③ 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

のいずれか低い額

(5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4)の規定により保険金を支払った場合（注）は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$(3)①に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(3)②に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

（注）(3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

(1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算出し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

- (2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかっただ場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故

による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
- （注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
- （注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）共用部分が居住の用に供されなくなった場合は、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
 - (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
- （注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は

効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に對しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第11条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に對しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料

を返還します。

- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
(注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了（注3）の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 保険価額を含みます。
- (注3) 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にか

かわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかつた場合を含みます。
- (4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注）を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
 - (注) 概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 当会社が第5条（保険金の支払額）(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

- (4) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。
- （注）新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもつて新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出

て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

住宅生活総合保険に付帯する場合の特則

この保険契約と同時に締結する火災保険契約が住宅生活総合保険の場合には、この特則が適用されます。

当会社は、この特則により、地震保険普通保険約款の次に掲げる規定を読み替えるものとします。

1. 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注1）に対し次の算式により算出した保険料を返還または請求します。
- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

$$\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過期間の月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注3）}}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注4）}}{\text{保険期間月数（注3）}} \right)$$

(注1) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、未経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、既経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時までの期間をいいます。

2. 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)

- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の算式により算出した保険料を返還します。

$$\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注1）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$$

(注1) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

3. 第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により算出した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注1）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right]$$

(注1) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 第11条（通知義務）(6)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により算出した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注1）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right]$$

(注1) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

2. 特約

住宅生活総合保険

(1) 先物契約特約

この契約については、保険期間開始の時に使用されている火災保険料率表によるものとします。

(2) 動物特約

当会社は、この特約が付された保険契約の保険の対象である動物が当該保険契約により当会社が補償する危険の発生によって、当該動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

(3) 植物特約

当会社は、この特約が付された保険契約の保険の対象である鑑賞用植物が、当該保険契約により当会社が補償する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死（注）した場合にのみ保険金を支払います。

（注）その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。

(4) 明記物件特約（貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い）

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
貴金属・宝石等	生活用の貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。

- (1) この条項が付帯された普通保険約款および付帯された特約の保険の対象の範囲に関する規定にかかわらず、建物に収容されるすべての家財が保険の対象である場合には、貴金属・宝石等が保険証券に明記されていないときも、これを保険の対象に含むものとします。ただし、保険契約締結の際または保険契約締結の後、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、これらの物を保険証券に明記するための手続き（注）を怠った場合は、保険の対象に含みません。（注）保険契約申込書への記載または承認請求をいいます。
- (2) (1)の場合において、損害額の決定にあたっては、普通保険約款および付帯された特約の保険金の支払額および損害額の決定に関する規定にかかわらず、損害額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。
- (3) 貴金属・宝石等が保険証券に明記されている場合は、(1)および(2)の規定によらず、普通保険約款および付帯された特約の規定によるものとします。

(5) 代位求償権不行使特約

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人（注）に対し

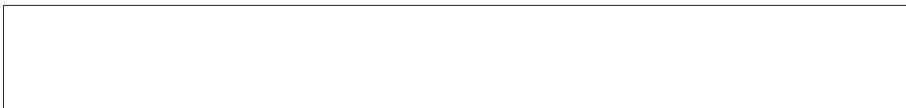
て有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人（注）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、これを行使できるものとします。

（注）賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

（6）保険の対象の範囲に関する特約

第1条（保険の対象の範囲の修正）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険の対象の範囲）および第2章家財補償条項第2条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。



第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

（7）日常災害危険補償対象外特約

当会社は、この特約により、この特約が付帯された普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）④から⑥まで、⑨および⑩ならびに第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）④から⑥までおよび⑨から⑪までの規定に掲げる事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払いません。

（8）水災危険補償対象外特約

当会社は、この特約により、この特約が付帯された普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）⑧および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）⑧の規定に掲げる事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払いません。

（9）破損等による損害補償対象外特約

当会社は、この特約により、この特約が付帯された普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）⑩および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）⑪の規定に掲げる事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払いません。

（10）火災等による危険のみ補償特約

当会社は、この特約により、この特約が付帯された普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）①から③までおよび第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする

場合) ①から③までに掲げる事故によって保険の対象に生じた損害に対してのみ、損害保険金を支払います。

(11) 風災等支払方法変更特約（フランチャイズ型）

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）⑦の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「⑦ 風災、雹災または雪災によって保険の対象が損害を受け、その損害の額が~~20~~万円以上となった場合。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注4）が風災、雹災または雪災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。この場合において、損害額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。」

- (2) 普通保険約款第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）⑦の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「⑦ 風災、雹災または雪災によって保険の対象が損害を受け、その損害の額が~~20~~万円以上となった場合。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注4）が風災、雹災または雪災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。この場合において、損害額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。」

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(12) 水災支払限度額変更特約（損害割合30%以上の実損払方式）

第1条（保険金をお支払いする場合－建物補償条項および家財補償条項）

当会社は、この特約に従い、この特約が付帯された普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）⑧および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）⑧の規定にかかわらず、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとにそれぞれ行い、また、付属屋外設備・装置等が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの再取得価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② ①に該当しない場合において、保険の対象である建物または家財を収容する建物が、床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再取得価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき。
- ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（注1）または地盤面（注2）から45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じたとき。

（注1）居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合は当該床面をいいます。

第2条（支払保険金の計算－建物補償条項および家財補償条項）

この特約により、この特約が付帯された普通保険約款第1章建物補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)および第2章家財補償条項第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、前条に規定する損害保険金の額は、1回の事故につき、次の算式により算出した額とします。ただし、①の場合において、損害額が保険金額を超えるときは、算式の損害額は保険金額とし、②および③の場合において、保険金額が保険の対象の再取得価額（注1）を超えるときは、算式の保険金額は、再取得価額（注1）とします。

- ① 前条①の損害保険金

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額 (注2)}}$$

- ② 前条②の損害保険金

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{支払割合 (15%)}}$$

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

- ③ 前条③の損害保険金

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{支払割合 (5%)}}$$

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

- ④ ②および③の規定に基づいて、当会社が支払うべき損害保険金は、②および③の合計額で1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

(注1) 保険の対象が明記物件である場合は時価額とします。

(注2) 免責金額は、各保険の対象にそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

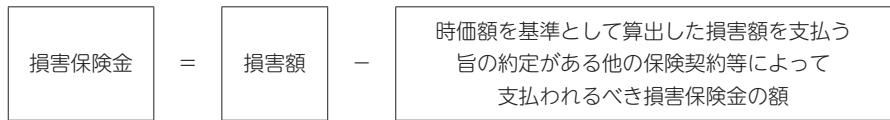
第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－建物補償条項および家財補償条項）

(1) 被保険者の所有する建物または家財について、第1条（保険金をお支払いする場合－建物補償条項および家財補償条項）に掲げる損害に対して損害保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、同条①から③までの損害ごとに次に定める額を支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
別表の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等に時価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がある保険契約がある場合は、当会社は、次に規定する算式によって算出した額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。



第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

別表（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）

保険金の種類	支払限度額	
第1条（保険金をお支払いする場合－建物補償条項および家財補償条項）の保険金	(1) ①の保険金	損害の額
	(2) ②の保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 (注1) または再取得価額に15%（注2）を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1) 他の保険契約等に、この損害に対する限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が15%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(3) ③の保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円 (注1) または再取得価額に5%（注2）を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1) 他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(4) 上記(2)および(3)の水害保険金の合計額	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注） (注) 他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。

（13）損害額の算出方法の変更に関する特約（時価額払用）

＜用語の定義＞

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用語	定義
時価額	再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は、保険の対象が建物である場合は再取得価額の80%に相当する額を限度とし、保険の対象が建物以外の場合は再取得価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は再取得価額の50%に相当する額を限度とします。

第1条（保険の対象の評価に関する特則）

当会社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第1章建物補償条項第3条（保険の対象の保険金額）(1)および(2)の規定を適用しません。

第2条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、普通保険約款第1章建物補償条項第8条（損害額の決定）(1)および第2章家財補償条項第7条（損害額の決定－明記物件以外の場合）(1)の規定にかかわらず、損害額は、損害が生じた地および時における保険の対象の時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときは、損害が生じた地および時における時価額を限度とし、次の算式（注1）によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{修理によって時価額が増加した} \\ \text{場合は、その増加額（注2）} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{修理に伴って生じた} \\ \text{残存物がある場合は、その価額} \end{array}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

(注1) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 保険の対象が建物である場合は再取得価額の80%に相当する額を限度とし、保険の対象が建物以外の場合は再取得価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は再取得価額の50%に相当する額を限度とします。

(2) 普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）⑨および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）⑨に規定する盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、この額に含まれるものとします。ただし、その時価額を限度とします。

第3条（支払保険金の計算）

普通保険約款第1章建物補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)および第2章家財補償条項第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当会社の支払う損害保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

① 保険金額が保険の対象の時価額の70%に相当する額以上の場合

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額（注）}}$$

② 保険金額が保険の対象の時価額の70%に相当する額より低い場合

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \left(\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額（注）}} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{時価額} \times 70\%}}$$

(注) 免責金額は、各保険の対象にそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額に関する特則）

(1) この特約が付帯される場合は、普通保険約款第1章建物補償条項第9条（他の保険契約等が

ある場合の保険金の支払額) (2)および第2章家財補償条項第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (2)の規定は適用しません。

- (2) 他の保険契約等に再取得価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金を支払う旨の約定がある場合は、普通保険約款第1章建物補償条項第5条 (保険金をお支払いする場合) および第2章家財補償条項第4条 (保険金をお支払いする場合) ①から⑨および⑪の損害保険金については、その保険契約がないものとして算出した額を支払います。

第5条（読み替え規定）

この特約が付帯される場合は、前条の規定を除き、普通保険約款および付帯された特約において「再取得価額」とあるのは「時価額」と読み替えるものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(14) 建物電気的・機械的事故補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
対象建物	保険の対象が属する建物をいいます。
稼働可能な状態	検査、整備、修理または目的建物内において移設のために一時稼働していない状態を含みます。
残存物取片づけ費用	対象設備の残存物取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
臨時費用	対象設備が損害を被ったため臨時に生ずる費用をいいます。
保険金	損害保険金、残存物取片づけ費用保険金および臨時費用保険金をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第1章建物補償条項第6条 (保険金をお支払いしない場合) (5)④の規定にかかわらず、第3条（対象設備の範囲）に規定する対象設備が、この特約が付帯される保険契約の対象建物において稼働可能な状態にある場合、不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない電気的または機械的事故によって被った損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の事故によって損害を被った対象設備の残存物取片づけ費用に対して、普通保険約款第1章建物補償条項第7条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の事故によって対象設備が損害を被ったため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第1章建物補償条項第6条（保

保険金をお支払いしない場合)に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① キャビテーションの損害(注1)およびこれに起因してその部分に生じた損害
 - ② 日常の使用もしくは運転に伴うボイラスケール(注2)が進行した結果その部分に生じた損害
 - ③ 対象設備の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
 - ④ 不当な修理や改造によって生じた損害
 - ⑤ 消耗部品(注3)および付属部品の交換によって生じた損害
 - ⑥ コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等の損害
 - ⑦ 電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造または修理によって生じた損害
- (注1) キャビテーションの損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることで気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。
- (注2) ボイラスケールとは、ボイラ内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。
- (注3) 消耗部品とは、乾電池、充電池、電球、替刃、針等をいいます。

第3条(対象設備の範囲)

(1) この特約でいう対象設備とは、保険の対象に付属し、保険の対象の機能を維持する次のいずれかに該当する機械、機械設備または装置とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
① 空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和機、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
② 電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリ、碍子、碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電器時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盜難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等
③ 給排水・衛生、消防設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消防設備等
④ 昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ等
⑤ その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理・塵芥焼却設備、宅配ロッカー、駐車場機械設備等 上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備
⑥ その他、保険証券に記載されたもの	

(2) 次のいずれかに該当するものは、(1)の対象設備に含まれません。

- ① ボイラ
- ② コンクリート製・陶磁器製(注)・ゴム製・布製・ガラス製の機器および器具
- ③ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石およびレンガ
- ④ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類。ただし、エレベータのワイヤロープは、保険の対象に含みます。
- ⑤ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃および金型、型ロール、その他の型類

- ⑥ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、対象設備に含みます。
 - ⑦ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (注) 碍子、碍管を除きます。
- (3) 基礎 (注1)、炉壁 (注2)、予備用の部品は保険証券に明記されていない場合は、対象設備に含まれません。
- (注1) アンカーボルトを含みます。
- (注2) ボイラの炉壁を除きます。

第4条（保険金額）

この特約の保険金額は、対象設備の再取得価額（注）に不足しないものとします。

(注) 対象設備と同種同能力の新規のものを取得するために要する価額をいい、対象建物内において稼働可能な状態に設置するために要する費用を含みます。

第5条（損害保険金を支払うべき損害の額）

- (1) 当会社が、第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、損傷を被った対象設備を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する修理費によって定めます。
- (2) 次に掲げる費用は、(1)の修理費に含まれません。
 - ① 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
 - ② 仮修理費。ただし本修理の一部をなすものと認められる部分については、(1)の損害の額に算入します。
 - ③ 損傷を被った部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
 - ④ 模様替えまたは改良による増加費用
 - ⑤ 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用
- (3) 第14条（損害防止義務および損害防止費用）(1)の損害の防止または軽減のために支出した必要または有益な費用は、(1)の損害の額に算入します。
- (4) 第1条（保険金をお支払いする場合）の損害が発生した対象設備の修理のため、対象設備以外のものの取り壊しを必要とする場合は、それを取り壊し直前の状態に復旧するために要した費用を(1)の修理費に含めるものとします。ただし、上記の費用は1回の事故につき300万円をもって限度とします。
- (5) (1)から(4)の規定による損害の額は、対象設備の再取得価額を限度とします。
- (6) 残存物がある場合は、その価額を(1)から(5)の規定による損害の額から差し引いた額が損害の額となります。

第6条（損害保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金として支払うべき額は、1回の事故につき前条の規定による損害の額（以下「損害の額」といいます。）から保険証券記載の免責金額を差し引いた額とします。
- (2) 損害が発生した時における保険金額がその時の対象設備の再取得価額に不足している場合は、損害の額に再取得価額に対する保険金額の割合を乗じて得た額から1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた額を支払います。

第7条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、前条によって算出した損害保険金の6%に相当する額の範囲内で、残存物取片づけ費用の額を第1条（保険金をお支払いする場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と前条によって算出した損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第8条（臨時費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第6条（損害保険金の支払額）によって算出した損害保険金の10%に相当する額を、第1条（保険金をお支払いする場合）(3)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と第6条（損害保険金の支払額）によって算出した損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（注）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等（注）から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等（注）から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条（保険金をお支払いする場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
- (2) 第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等（注1）があり、その損害保険金の額が時価額を基準として算出される場合は、当会社は、次に掲げる損害保険金を支払います。
 - ① 他の保険契約等（注1）によって支払われるべき損害保険金の額が、損害の額（時価額を限度とします。）に不足する額を限度（注2）として、第6条（損害保険金の支払額）により算出された損害保険金を支払います。
 - ② 損害の額が時価を上回る場合、第12条（復旧義務）(2)の復旧の通知を受けた後においては、他の保険契約等（注1）がないものとして算出した損害保険金の支払額から①の支払額を差し引いた残額を支払います。
 - ③ ②の残額は、損害の額と時価額との差額を限度とします。

（注1）この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）他の保険契約等（注1）に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引きます。

(3) (1)の場合において、第1条（保険金をお支払いする場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金および同条(3)の臨時費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

第10条（管理義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転管理を行わなければなりません。
- (2) 保険の対象につき事故発生のおそれが大であると認められる場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。

第11条（対象設備の調査）

当会社またはその代理人は、いつでも保険の対象について調査することができます。

第12条（復旧義務）

- (1) 保険の対象に損害が生じた場合は、被保険者は対象建物内において1年以内にその保険の対象を復旧しなければなりません。ただし、法令による規制その他止むを得ない事情がある場合は、あらかじめ当会社の承認を得て復旧の期間を変更することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者は、(1)に定める復旧をした場合は、遅滞なく書面をもってこれを当会社に通知しなければなりません。
- (3) 被保険者が(1)に規定する復旧を行わなかった場合には、第5条（損害保険金を支払うべき損害の額）の規定にかかわらず、保険の対象に損害が発生した時における保険の対象の時価を損害の額の限度とします。

第13条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第14条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（注1）を除き、当会社は、次の費用の額を損害防止費用として支払います。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注2）の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（注3）

（注1）免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。

（注2）消火活動に従事した者の着用物を含みます。

（注3）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{損害の額} = \boxed{\text{第1条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の額}} - \boxed{\text{損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額}}$$

- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害の額から防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- (5) 第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第9条の規定中「支払限度額」とあるのは、「第14条（損害防止義務および損害防止費用）(1)の規定によって当会社が支払う損害防止費用の額」と読み替えるものとします。
- (6) (2)の場合において、当会社は、(2)の保険金の額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害保険金	損害の額（注1）
2	第1条（保険金をお支払いする場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
3	第1条（保険金をお支払いする場合）(3)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注2）

（注1）他の保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

（注2）他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最高額とします。

（15）日常生活賠償責任特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
被保険者	この特約により補償を受ける者で、第4条（補償の対象となる方－被保険者）に規定する者をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第5条（支払保険金の範囲）に規定する保険金をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
財物の損壊	財物を滅失、破損もしくは汚損することをいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
住宅	保険証券記載の住宅（注）をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（注） （注）免責金額は被保険者の自己負担となります。

損害賠償請求権者	被保険者に対して損害賠償を請求できる者（注）をいいます。 （注）第1条（保険金をお支払いする場合）の事故の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の法定相続人等をいいます。
支 払 限 度 額	保険証券記載に記載されたこの特約の支払限度額であり、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
支 払 責 任 額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故（注1）により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約が付帯された普通保険約款およびこの特約に従い、保険金を支払います。

- ① 本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故
(注1) 以下この特約において「事故」といいます。
- (注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条（保険金をお支払いしない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
(注1) 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）または銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注2) ゴルフ場構内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いすおよび歩行補助車で原動機を用いるものならびに原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
- (注3) 空気銃を除きます。
- (2) 被保険者が第4条（補償の対象となる方－被保険者）(1)⑤に規定する者である場合は、(1)①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

第4条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族（注1）
 - ④ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚（注2）の子
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する第1条（保険金をお支払いする場合）①または②の事故に限ります。
- (注1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 責任無能力者の親族に限ります。
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
 - (3) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
 - (4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第6条（保険金の支払額）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- ② 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）

費用	説明
ア 損害防止費用	第7条（事故の発生）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ 権利保全行使費用	第7条（事故の発生）(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

ウ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じることによって要した費用のうち、応急救手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
エ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
オ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

③ 第9条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(注) 収入の喪失を含みません。

第6条（保険金の支払額）

(1) 1回の事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{前条①に規定する}} + \boxed{\text{前条②のアからウまでの費用}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して}} \\ \boxed{\text{損害賠償金を支払ったことにより代位}} \quad \boxed{\text{取得するものがある場合は、その額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条②のエおよびオの費用。ただし、エ、オの費用は、1回の事故につき、前条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の前条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

② 前条③の遅延損害金

第7条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金をお支払いする場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

事故発生時の義務	説明
① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 求償権の保全等	他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合にはその権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急救手当または護送その他緊急措置を講じる場合を除き、あらかじめ当会社の承認を得ないので、その全部または一部を承認しないこと。

⑥ 訴訟の通知	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑦ 他の保険契約等の申告	他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。
⑧ 書類の提出等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるもの求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)のいずれかの義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
 - ② (1)②、③、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ (1)④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ (1)⑤の規定に違反した場合は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（当会社による協力または援助）

被保険者が日本国内において発生した事故（注）にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

（注）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第9条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が日本国内において発生した事故（注1）にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）を行います。
- （注1）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- （注2）弁護士の選任を含みます。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかの事由に該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、支払限度額（注）を明らかに超える場合または保険証券記載の免責金額を明らかに下回る場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- （注）保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 日本国において発生した事故（注）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- （注）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかの事由に該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
- ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- （注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (3) 前条ならびに(1)および(2)の損害賠償額とは、次の算式によって算出される額をいいます。

$$\boxed{\text{損害賠償額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注1）が支払限度額（注2）を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2)(4)に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- （注1）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- （注2）保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。
- (7) (6)(2)または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

(注) 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者から承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (注1) <この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) <この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事實と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、

損害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのはか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
- ⑧ その他当会社が(6)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 人の死傷を伴う事故の場合に限ります。
- (注2) 既に支払がなされたときはその領収書とします。
- (注3) 画像データを含みます。
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいざれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (注1) <この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) <この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当会社は、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)①から④までまたは同条(6)①から③までのいざれかに該当する場合には、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (6)①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1） 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

（注） 必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) この特約によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条（代位）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （注） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転

した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)に規定する権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第16条（損害賠償請求権者の先取特権）

- (1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- （注）第5条（支払保険金の範囲）の②の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）第5条（支払保険金の範囲）の②費用に対する保険金請求権を除きます。

第17条（損害賠償額請求権の行使期限）

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第18条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第8条（当会社による協力または援助）または第9条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、支払限度額（注）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- （注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (2) (1)により当会社が供託金（注）を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

- (注) 利息を含みます。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および第6条（保険金の支払額）(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (注) 利息を含みます。
- (4) (1)の供託金（注）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注）の限度で、(1)の当会社の名による供託金（注）または貸付金（注）が保険金として支払われたものとみなします。
- (注) 利息を含みます。
- (5) 第11条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第19条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第20条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (注1) 暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が①②③までまたは⑤のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。
- (注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第3章基本条項第13条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1)または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)①から③までまたは⑤のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)①から③までまたは⑤のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(16) 日常生活賠償責任保険包括契約に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
被保険者	この特約により補償を受ける者で、第4条（補償の対象となる方－被保険者）に規定する者をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第5条（支払保険金の範囲）に規定する保険金をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
財物の損壊	財物を滅失、破損もしくは汚損することをいいます。
居住用戸室	保険証券記載の建物に所在する居住の用に供される戸室（注）をいい、住宅の一部または全部を事務所に使用している場合を含みます。 (注)居住する者の占有する敷地内の動産および不動産を含みます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（注） (注)免責金額は被保険者の自己負担となります。
損害賠償請求権者	被保険者に対して損害賠償を請求できる者（注）をいいます。 (注)第1条（保険金をお支払いする場合）の事故の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の法定相続人等をいいます。
支払限度額	保険証券に記載されたこの特約の支払限度額であり、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、被保険者が、日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故（注1）により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約が付帯された普通保険約款、およびこの特約に従い、保険金を支払います。

- ① 居住用戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 第4条（補償の対象となる方－被保険者）(1)に定める被保険者のうち①から③までおよび
⑤の被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故
- (注1) 以下この特約において「事故」といいます。
- (注2) 居住用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条（保険金をお支払いしない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する理由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、

爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合－その2）

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。

⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨ 航空機・船舶・車両（注2）または銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。ただし、事務所に使用される場合を除きます。

(注2) ゴルフ場構内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いすおよび歩行補助車で原動機を用いるものならびに原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

(注3) 空気銃を除きます。

(2) 被保険者が第4条（補償の対象となる方－被保険者）(1)⑤に規定する者である場合は、(1)①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

第4条（補償の対象となる方－被保険者）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

① 居住戸室に居住している者

② 居住戸室に居住している者の配偶者

③ 居住戸室に居住している者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚（注1）の子

④ 居住戸室を所有、使用または管理している者で、居住戸室に居住していない者

⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する第1条（保険金をお支払いする場合）①または②の事故に限ります。

- (注1)これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注2)責任無能力者の親族に限ります。
- (2) (1)の居住用戸室に居住している者とそれ以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第6条（保険金の支払額）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）

費用	説明
ア 損害防止費用	第7条（事故の発生）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ 権利保全行使費用	第7条（事故の発生）(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
ウ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
エ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
オ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

- ③ 第9条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
 (注)収入の喪失を含みません。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 1回の事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{前条①に規定する}} \quad \boxed{\text{損害賠償金の額}} + \boxed{\text{前条②のアからウまでの費用}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 前条②のエおよびオの費用。ただし、エ、オの費用は、1回の事故につき、前条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の前条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
 - ② 前条③の遅延損害金

第7条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金をお支払いする場合）の事故により他人の身

体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

事故発生時の義務	説明
① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 求償権の保全等	他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合にはその権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を講じる場合を除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑥ 訴訟の通知	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑦ 他の保険契約等の申告	他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。
⑧ 書類の提出等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)のいずれかの義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額

② (1)②、③、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ (1)④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ (1)⑤の規定に違反した場合は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（当会社による協力または援助）

被保険者が日本国内において発生した事故（注）にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

（注）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第9条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が日本国内において発生した事故（注1）にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）を行います。
- （注1）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- （注2）弁護士の選任を含みます。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかの事由に該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、支払限度額（注）を明らかに超える場合または保険証券記載の免責金額を明らかに下回る場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなくて被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- （注）保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 日本国において発生した事故（注）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- （注）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかの事由に該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

- (3) 前条ならびに(1)および(2)の損害賠償額とは、次の算式によって算出される額をいいます。

$$\boxed{\text{損害賠償額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注1）が支払限度額（注2）を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2)(4)に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注1) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (注2) 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。
- (7) (6)(2)または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
- (注) 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者から承諾があつたことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求でき

ない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者

（注1）<この保険約款全般に共通する用語の説明一定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（注2）<この保険約款全般に共通する用語の説明一定義>の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① （1）から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② （1）から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ （1）から④までの事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）から④までの事項の確認のための調査 60日

⑤ （1）から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注) には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
 - ⑧ その他当会社が（6）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 人の死傷を伴う事故の場合に限ります。
- (注2) 既に支払がなされたときはその領収書とします。
- (注3) 画像データを含みます。
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (注1) <この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) <この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この

場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

- (6) 当会社は、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)①から④までまたは同条(6)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（注）損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (6)①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）損害賠償請求権者が（1）および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) この特約によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条（代位）

- (1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)に規定する権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第16条（損害賠償請求権者の先取特権）

- (1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
(注) 第5条（支払保険金の範囲）の②の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
(注) 第5条（支払保険金の範囲）②の費用に対する保険金請求権を除きます。

第17条（損害賠償額請求権の行使期限）

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第18条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第8条（当会社による協力または援助）または第9条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、支払限度額（注）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(2) (1)により当会社が供託金（注）を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（注）利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および第6条（保険金の支払額）(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみなして適用します。

（注）利息を含みます。

(4) (1)の供託金（注）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注）の限度で、(1)の当会社の名による供託金（注）または貸付金（注）が保険金として支払われたものとみなします。

（注）利息を含みます。

(5) 第11条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第19条（この特約が付帯された保険契約との関係）

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第20条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、保険契約者が次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

- ① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (注1) 暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。
- （注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款 第3章基本条項第13条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1)または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第21条（準用規定）

この特約の定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(17) 施設賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
施設	この特約が付帯された保険証券記載の保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物またはその建物に収容される動産をいい、被保険者の所有する敷地内の動産を含みます。
仕事	施設の用法に伴う保険証券記載の仕事をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
財物の損壊	滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
支払限度額	保険証券に記載されたこの特約の支払限度額であり、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、被保険者が所有、使用もしくは管理する施設に起因し、または仕事の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券に被保険者として記載された者とします。

第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ② 被保険者が家事使用人として使用する者以外の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ④ 施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑤ 排水又は排気（注）に起因する損害賠償責任
- (注) 煙を含みます。

第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ② 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
 - ③ 航空機、自動車または施設外における船、車両（注1）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 仕事の終了（注2）または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する損害賠償責任（注3）
- (注1) 原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- (注2) 仕事の目的物の引渡しをする場合は引渡とします。
- (注3) 被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（注）

- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 被保険者が第7条（事故の発生）(1)③の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
- ⑥ 第8条（損害賠償責任解決の特則）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第7条（事故の発生）(1)②または第12条（代位）(3)の規定によりその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した必要または有益な費用

(注) 弁護士報酬を含みます。

第6条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次に掲げる金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金をお支払いする場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を行わなければなりません。
 - ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所および氏名を、また損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
 - ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認の必要はありません。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、直ちに書面をもって当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等（注1）の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- (注2) 既に他の保険契約等（注1）から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を

含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)のいずれかの義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①、⑤、⑥または⑦の場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)③の場合は、防止または軽減することができたと認められる額
 - ③ (1)②の場合は、第三者から損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ (1)④の場合は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ 損害賠償金の支払または被害者から承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由

としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) この特約によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い金額を差し引いた額とします。

第12条（代位）

- (1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権

その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)に規定する権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第13条（損害賠償請求権者の先取特権）

(1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(注) 第5条（支払保険金の範囲）の②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第5条（支払保険金の範囲）の②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条（この特約が付帯された保険契約との関係）

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第15条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、保険契約者が次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしてい

ると認められること。

- (③) 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - (④) 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (⑤) その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (注1) 暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。
- (注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第3章基本条項第13条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1)または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (4) (3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(18) 借家人賠償責任拡張補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
借用住宅	被保険者の借用する保険証券記載の建物または建物の戸室をいいます。
貸主	借用住宅の貸主をいい、転貸人を含みます。
支払限度額	保険証券に記載されたこの特約の支払限度額であり、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、借用住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、損壊した場合において、被保険者が借用住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 給排水設備（注1）の使用または管理に起因する漏水、放水または溢水（注2）による水濡れ

④ 盗難

(注1) スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注2) 水が溢れることをいいます。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券に被保険者として記載された者とします。

第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）

(1) 当会社は、借用住宅が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意

② 被保険者の心神喪失または指図

③ 借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定を適用しません。

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 借用住宅の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用住宅を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。

② 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(注1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

(4) 当会社は、借用住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、借用住宅ごとに、その借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 落書きを含みます。

第4条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（注）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 第7条（損害賠償責任解決の特則）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用
- ⑤ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第6条（事故の発生）(1)(2)または第11条（代位）(3)の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

（注）弁護士報酬を含みます。

第5条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑤までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第6条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を行わなければなりません。
 - ① 事故発生の日時、場所、借用住宅の貸主の住所および氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。
 - ② 損壊につき、被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、直ちに書面をもって当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等（注1）の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのはほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- （注1）第1条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- （注2）既に他の保険契約等（注1）から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)のいずれかの義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①、⑤、⑥または⑦の場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)③の場合は、防止または軽減することができたと認められる額
 - ③ (1)②の場合は、第三者から損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ (1)④の場合は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ 損害賠償金の支払または被害者から承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのはか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) この特約によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (注) 他の保険契約に保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い金額を差し引いた額とします。

第11条（代位）

- (1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

(2) ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)に規定する権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第12条（損害賠償請求権者の先取特権）

(1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(注) 第4条（支払保険金の範囲）の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第4条（支払保険金の範囲）の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（この特約が付帯された保険契約との関係）

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第14条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、保険契約者が次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその

法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注1）暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

（2）当会社は、被保険者が（1）①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款

第3章基本条項第13条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、（1）または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）（3）の規定は、次の損害については適用しません。

① （1）①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② （1）①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

（19）地震火災費用補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況（注1）が次のいずれかにそれぞれ該当する場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。

① 保険の対象が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき（注2）。

② 保険の対象が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき（注2）、または当該家財が全焼となったとき（注3）。

（注1）損害の状況の認定は、次のとおり行うものとします。

1. 保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が家財である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ行います。

2. 普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険の対象の範囲）（2）④に規定する付属屋外設備・装置等が保険の対象に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

（注2）建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の再取得価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。

（注3）家財の火災による損害の額が、その家財の再取得価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には、明記物件のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは含みません。

第2条（保険金をお支払いしない場合の変更）

当会社は、普通保険約款第1章建物補償条項第6条（保険金をお支払いしない場合）（2）②および

第2章家財補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)②の規定については、これを適用しません。ただし、この場合、普通保険約款第1章建物補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)③および第2章家財補償条項第6条（支払保険金の計算）(2)③の損害防止費用についてはこれを負担しません。

第3条（地震火災費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金をお支払いする場合）の地震火災費用保険金として、次の算式によつて算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\boxed{\text{地震火災費用保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額 (注)}} \times \boxed{\text{支払割合 (5%)}}$$

(注) 保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。

(2) (1)ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金をお支払いする場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等（注）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を第1条（保険金をお支払いする場合）の保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等（注）から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等（注）から保険金または共済金が支払われた場合
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 被保険者の所有する建物または家財でこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

第5条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

別表（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）

保険金の種類		支払限度額
地震 火災 費用 保険金	① それぞれの保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注1）を超える場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注1）とします。
	② 上記①に該当しない場合であって、それぞれに保険契約のおのの保険の対象についての支払限度額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、当該保険の対象の再取得価額に5%（注2）を乗じて得た額を超えるとき。	1回の事故につき、保険の対象ごとに、当該保険の対象の再取得価額に5%（注2）を乗じて得た額とします。

- (注1) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注2) 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

(20) 罹災時諸費用補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）①から⑩までならびに第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）①から⑨までおよび⑪の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、罹災時諸費用保険金を支払います。

第2条（罹災時諸費用保険金の支払額）

当会社は、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）①から⑩までならびに第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）①から⑨までおよび⑪の損害保険金の保険証券記載の支払割合に相当する額を、第1条（保険金をお支払いする場合）の罹災時諸費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険証券記載の支払限度額（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を第1条の保険金として、支払います。
- ① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合
保険証券記載の支払限度額（注2）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （注1）被保険者の所有する建物または家財でこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。
- （注2）他の保険契約等（注1）に保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (2) (1)の場合において、第1条（保険金をお支払いする場合）の罹災時諸費用保険金につき他の保険契約等（注）がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）①から⑩までまたは第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）①から⑨までおよび⑪の損害保険金の額は、それぞれ普通保険約款第1章建物補償条項第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）または第2章家財補償条項第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定を適用して算出した額とします。
- （注）被保険者の所有する建物または家財でこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

第4条（保険金の支払い時期）

当会社は普通保険約款第3章基本条項第22条（保険金の支払い時期）の規定にかかわらず、被保険者の要求がある場合は、罹災時諸費用保険金を内払いすることがあります。

第5条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(21) 建物臨時賃借費用補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用語	定義
賃借費用	臨時に賃貸住宅を賃借する費用または宿泊施設を利用する費用をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約に従い、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物について、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金が支払われるべき損害が生じた場合において、その損害保険金が支払われるべき事故を原因として当該建物が半損以上となったとき（注）には、賃借費用に対して、建物臨時賃借費用保険金を支払います。

（注）当該建物の損害額が当該建物の再取得価額の20%以上となった場合をいいます。

第2条（建物臨時賃借費用保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の建物臨時賃借費用保険金として支払う額は、賃借費用を支出した期間に対し、1ヶ月10万円を限度とします。
- (2) 保険の対象が建物の場合または保険の対象である家財を収容する建物を被保険者が所有する場合は、1回の事故につき、6ヶ月（注）を限度とします。
（注）1か月未満の端日数が生じた場合は、1ヶ月とみなします。
- (3) (2)に該当しない場合は、1回の事故につき、1ヶ月を限度とします。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金をお支払いする場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、賃借費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、前条の支払額を限度とします。

- ① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合

前条の支払額（注2）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注1) 被保険者の所有する建物または家財でこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

(注2) 他の保険契約等（注1）に、支払限度額が前条の支払額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条（この特約が付帯された保険契約との関係）

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(22) ドアロック交換費用補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
か ぎ	保険証券記載の建物のドア（建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。）のかぎをいいます。
ドアロック	ドアの錠をいいます。
ドアロック交換費用	ドアロックの交換に要した費用をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約に従い、日本国内において、かぎが盗まれた場合、ドアロックの交換に必要な費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第1章建物補償条項第6条（保険金をお支払いしない場合）および第2章家財補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）の規定に準じて、保険金を支払いません。

第3条（保険金の支払額）

ドアロック交換費用の額を保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、3万円を限度とします。この場合において、保険金の支払額と他の損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、保険金を支払います。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金をお支払いする場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、3万円（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を第1条（保険金をお支払いする場合）の保険金として、支払います。

① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合

3万円（注2）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注1）被保険者の所有する建物または家財でこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

（注2）他の保険契約等（注1）に、支払限度額が3万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第5条（この特約が付帯された保険契約との関係）

（1）この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

（2）この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

（23）類焼損害補償特約

＜用語の定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
主契約	この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
主契約建物	主契約の保険の対象である建物をいいます。
主契約家財	主契約の保険の対象である家財をいいます。
主契約被保険者	主契約における保険証券記載の保険の対象の所有者をいいます。
第三者者	主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者をいいます。（注1）（注2） （注1）主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。 （注2）主契約建物が借用住宅である場合には、主契約被保険者の許諾を得て主契約建物に住居する者は含みません。
類焼補償対象物	この特約の保険の対象であり、第2条（類焼補償対象物の範囲）に規定するものをいいます。
再取得価額	類焼補償対象物が建物の場合は、損害が発生した地および時において、類焼補償対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに要する額、類焼補償対象物が家財の場合は、損害が発生した地および時において、類焼補償対象物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等	類焼補償対象物の全部または一部を保険の対象とし、類焼補償被保険者または類焼補償対象物の所有者の全部または一部を被保険者とする保険契約または共済契約をいいます。
類焼補償被保険者	この特約の被保険者であり、第3条（補償の対象となる方－類焼補償被保険者）に規定する者をいいます。

支 払 限 度 額	保険証券に記載されたこの特約の支払限度額であり、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。また、当会社がこの特約に基づき保険金を支払った場合は、支払限度額からお支払いした保険金の額を控除した残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する支払限度額とします。
他の類焼損害補償特約等	第1条（保険金をお支払いする場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
支 払 責 任 額	他の類焼損害補償特約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次に掲げる①の事故（以下「事故」といいます。）によって生じた②の損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約が付帯された普通保険約款およびこの特約に従い、類焼損害保険金を支払います。

① 事故

主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分（注1）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
なお、①の規定における主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険証券記載の建物は、普通保険約款に定める保険の対象の範囲の規定を準用します。

② 損害

類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損（注2）。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

（注1）区分所有建物の共用部分を含みます。

（注2）消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

第2条（類焼補償対象物の範囲）

（1）類焼補償対象物とは、この特約の保険の対象であって、全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいる居住の用に供する建物または建物に収容される家財をいいます。なお、建物には次に掲げる物を含みます。

① 置、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

④ 門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

（2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、建物に含まれます。

① 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘。ただし、営業用の貸別荘を除きます。

② 全部で居住の用に供しうる状態にある空家。ただし、建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。

（3）次に掲げる建物または家財は、類焼補償対象物に含まれません。

① 建物

ア 主契約建物

イ 主契約家財を収容する保険証券記載の建物

ウ 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（注1）

エ 建築中または取り壊し中の建物（注2）

- オ 国、地方公共団体等の所有する建物
- ② 家財
- ア 主契約家財
- イ 主契約建物に収容される家財
- ウ 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有（注3）、使用または管理する家財
- エ 自動車（注4）
- オ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- カ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- キ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ク 動物、植物
- ケ 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの
- （注1）共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。ただし、区分所有建物の共用部分における主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。
- （注2）住居の用に供する建物で、損害が発生したときに世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。
- （注3）共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。
- （注4）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

第3条（補償の対象となる方－類焼補償被保険者）

- (1) 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物の所有者とします。
- (2) 類焼補償被保険者が類焼補償被保険者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故による損害が発生した場合に限ります。ただし、第10条（損害防止義務および損害防止費用）に定める類焼補償被保険者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故が発生した場合とします。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、類焼損害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、主契約被保険者（注1）または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 類焼補償被保険者（注2）またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、類焼損害保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。
- ③ 類焼補償被保険者でない者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注3）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- （注1）保険契約者または主契約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）類焼補償被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）類焼補償被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、類焼損害保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) ①から③までの事由によって発生した第1条（保険金をお支払いする場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（類焼損害保険金の支払額）

- (1) 当会社が類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再取得価額によつて定めます。
 - (2) 当会社は、保険証券記載の支払限度額を限度額として(1)の規定による損害の額を類焼損害保険金として支払います。
 - (3) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当会社は、契約年度（注）ごとに(2)の規定を適用します。
- (注) 保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度とします。

第6条（類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合は、当会社は、支払限度額を限度に、前条(1)によって算出した損害の額から類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等の支払うべき保険金または共済金（注）の合計額を控除した残額を類焼損害保険金として支払います。

(注) 事故が発生したことによって生ずる費用に対する保険金または共済金を除きます。

第7条（他の類焼損害補償特約等がある場合の保険金の支払額）

他の類焼損害補償特約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計が、損害の額（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を類焼損害保険金として支払います。

- ① 他の類焼損害補償特約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の類焼損害補償特約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注）から、他の類焼損害補償特約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (注) 類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合には、これらによって支払われるべき保険金または共済金（注2）の合計額を控除した残額とします。

第8条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）

- (1) 1回の事故において複数の類焼被保険者がある場合で、他の類焼補償被保険者がいないものとして計算した支払うべき類焼損害保険金（注）の合計額が支払限度額を超える場合は、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。

その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額	=	支 払 限 度 額	×	他の類焼補償被保険者がいないものとして計算した、その類焼補償被保険者に対して支払うべき類焼損害保険金(注)
				他の類焼補償被保険者がいないものとして計算した支払うべき類焼損害保険金（注）の合計額

(注) 類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等および他の類焼損害補償特約等がある場合に
は、前2条の規定を適用して計算します。

- (2) 当会社は、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払うべき類焼損害保険金の合計額が支払限度額を超えることで(1)の規定にしたがって類焼損害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行います。

第9条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の類焼損害補償特約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
(注) 既に他の類焼損害補償特約等から保険金または共済金が支払われた場合は、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、類焼補償被保険者に対し、この保険契約の内容を遅滞なく通知するものとします。
- (3) 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等の有無ならびにこれらの内容（注）を当会社に通知するものとします。
(注) 既に類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (4) 類焼補償対象物について損害が生じた場合は、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、類焼損害保険金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害ならびに類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等および他の類焼補償特約等の内容の調査について協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)から(4)までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないときを除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注1）の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（注2）
- (注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

- (3) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{損害の額} = \frac{\text{第1条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の額}}{\text{損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額}}$$

- (4) 第6条（類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第7条（他の類焼損害補償特約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第6条の規定中「前条(1)によって算出した損害の額」とあるのは「第10条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、当会社は、(2)の負担金と類焼損害保険金との合計額が支払限度額を超える場合でも、負担します。

第11条（代位求償権不行使）

普通保険約款第3章基本条項第24条（代位）の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

第12条（保険金の支払時期）

当会社は、第8条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）(1)の保険金をお支払いする場合に、普通保険約款第3章基本条項第22条（保険金の支払時期）の規定中、「請求完了日（注1）」とあるのを、「すべての類焼補償被保険者が普通保険約款第3章基本条項第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日」と読み替えます。

第13条（借用建物における場合の読み替え規定）

主契約建物が借用建物（注）である場合には、第2条（類焼補償対象物の範囲）(3)②イの規定中「主契約建物に収容される家財」とあるのは「主契約建物に収容される家財。ただし、主契約建物が借用戸室を有している場合には、借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおける当該借用戸室に収容される家財」と読み替えるものとします。

（注）借用に供される戸室を有している建物または借用に供される一戸建て建物をいいます。

第14条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) 主契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
(2) 主契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第15条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、類焼補償被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約のその類焼補償被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

- ⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 （注1）暴力団、暴力団員（注2）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 （注2）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第3章基本条項第13条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、(1)①から⑤までのいずれにも該当しない類焼補償被保険者に生じた損害については適用しません。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（24）家賃補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
家賃	建物の賃貸料（区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額）で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。 ア 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 イ 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ウ 賄料
推定復旧期間	保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間を超えないものとし、また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、第3条（賃貸の不継続）ただし書に該当するときは、推定復旧期間をもって復旧期間とみなします。
約定期間	復旧期間を基準として、当事者が約定した期間をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約に従い、この特約の保険の対象が、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）①から⑥に掲げる事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金支払の条件）

当会社は、保険の対象について生じた損害に対して、この特約が付帯された普通保険約款の規定により保険金が支払われるべき場合に限り、前条の損失に対して、保険金を支払います。

第3条（賃貸の不継続）

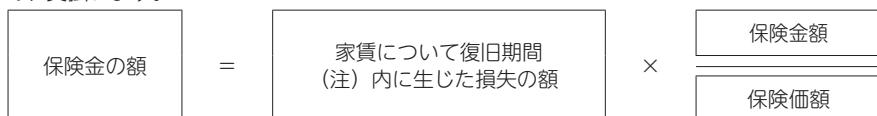
被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生の時にさかのぼって効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、効力を失いません。

第4条（保険価額）

この特約の保険価額は、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額とします。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額を保険金として、支払います。
(注) 約定復旧期間を限度とします。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。



(注) 約定復旧期間を限度とします。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了し家賃の損失の額が確定した後に、これを行使することができます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、復旧期間が1ヶ月を超えた場合において、被保険者は、保険金の内払いを請求することができます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金をお支払いする場合）の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 約定復旧期間を限度とします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約が付帯された普通保険約款の規定を準用します。

(25) 借用住宅修理費用補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
借用住宅	被保険者の借用する保険証券記載の建物または建物の戸室をいいます。
貸主	借用住宅の貸主をいい、転貸人を含みます。
修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
支払限度額	保険証券に記載されたこの特約の支払限度額であり、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事故により、借用住宅に損害（注1）が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、この特約に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災、土砂崩れもしくは⑦の事故による損害を除きます。
- ⑤ 給排水設備（注2）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水またはいつ溢水（注3）による水濡れ。ただし、水災もしくは⑦の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
- ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 風災、雹災または雪災。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注4）が風災、雹災または雪災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。
- ⑧ 盗難

（注1）雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款基本条項第3章第22条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同章第18条（事故の通知）および第19条（損害防止義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注2）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注3）水があふ溢れることをいいます。

（注4）外壁、屋根、開口部等をいいます。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券に被保険者として記載されたものとします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- (注1) 使用済燃料を含みます。
- (注2) 原子核分裂生成物を含みます。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 借用住宅の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用住宅を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
 - ② 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等
- (注1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
- (注2) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (4) 当会社は、借用住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、借用住宅ごとに、その借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 落書きを含みます。

第4条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

借用住宅を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

第5条（保険金の支払額）

当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、1回の事故につき3,000円を超過する場合に限り、その超過額を保険証券記載の支払限度額を限度として支払います。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第1条(保険金をお支払いする場合)の損害に対して、保険金を支払うべき他の保険契約等(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として、支払います。
- ① 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われた場合
保険証券記載の支払限度額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (注1) 被保険者の所有する建物または家財でこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。
- (注2) 他の保険契約等(注1)に保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (2) 他の保険契約等(注)に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額を損害の額とします。
- (注) 被保険者の所有する建物または家財でこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、この特約を付帯した普通保険約款の規定を準用します。

(26) 保険金額の調整に関する特約

第1条（保険金額の調整）

当会社は、建築費または物価の変動等により、普通保険約款の保険金額を調整する必要が生じた場合は、保険契約者への通知を行うことにより、保険金額を妥当な金額に調整し、相当する保険料を返還または請求することができます。

第2条（保険金額の調整にともなう保険料の払込みを怠った場合の取扱い）

当会社が、前条に基づき保険契約者に保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者がその払込みを怠った場合、当会社は、追加保険料領収前に生じた普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金を支払うべき事故については、普通保険約款第1章建物補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定を次の算式に読み替えて適用することとします。

- ① 保険金額が保険の対象の再取得価額の70%に相当する額以上の場合

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額 (注)}}$$

- ② 保険金額が保険の対象の再取得価額の70%に相当する額より低い場合

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \left(\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額 (注)}} \right) \times \begin{array}{l} \boxed{\text{保険金額}} \\ \hline \boxed{\text{再取得価額} \times 70\%} \end{array}$$

(注) 免責金額は、各保険の対象にそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

第3条（他に保険契約等がある場合の取扱い）

この保険契約の普通保険約款に追加特約（他に保険契約等がある場合の取扱い）が付帯されている場合には、追加特約の規定中、「普通保険約款第3章基本条項第6条（契約後に通知いただく事項—保険の対象である建物の価額の増加または減少）(1)の事由の発生により」とあるのは、「普通保険約款第3章基本条項第6条（契約後に通知いただく事項—保険の対象である建物の価額の増加または減少）(1)の事由の発生または保険金額の調整に関する特約第1条（保険金額の調整）の規定により」と読み替えて適用するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(27) 全損時の保険金支払いに関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用語	定義
全損	この特約が付帯される普通保険約款および付帯された特約に規定する事由により、保険金が支払われる場合（注）で、建物の損害の額が再取得価額の80%以上となる状態をいいます。 (注) 地震火災費用保険金が支払われるときを除きます。
建物	保険の対象である建物をいいます。
保険金	建物の損害保険金をいいます。
他の全損規定契約等	この特約と同種の保険金支払い規定がある他の保険契約等をいいます。

第1条（この特約が適用される範囲）

- (1) この特約は、付帯される保険契約の保険の対象が建物である場合で、建物が全損となったときに適用します。ただし、当会社が事前に提示し、保険契約者と当会社の双方が妥当性を確認した評価方法により算出された額にもとづかずに保険金額を設定した契約には、本特約は適用しません。
- (2) この特約は、保険金の算出方法を変更するものです。

第2条（全損の場合の保険金の支払額）

建物が全損となった場合には、当会社は、普通保険約款および付帯された特約の保険金の算出規定にかかわらず、保険金額に相当する額を保険金（注）として、支払います。

（注）保険金の額は「再取得価額×当該保険金の支払割合の1.3倍」を限度とします。

第3条（全損の場合の保険金の支払額－他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) この特約と同種の保険金支払い規定がない他の保険契約等がある場合、当会社は、次の算式によって算出した額を、当会社の損害保険金の額に追加して差額保険金として支払います。

$$\text{差額保険金(注1)} = \boxed{\text{第2条(全損の場合の保険金の支払額)の規定により算出した保険金の額}} - \boxed{\text{この特約がないものとして、この保険契約と他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額}}$$

(2) 他の全損規定契約等がある場合、当会社は、下表の規定に従って算出した額を、当会社の支払保険金の額に追加して差額保険金として支払います。

①	この特約により他の全損規定契約等に優先して(1)に規定する差額保険金を支払う場合は、(1)により算出した差額保険金
②	他の全損規定契約等によって、この特約に優先して保険金が支払われる、または支払われた場合は、第2条(全損の場合の保険金の支払額)の規定により算出した保険金の額から、他の全損規定契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた額
(3)	この特約が付帯される保険契約の保険金額が追加上乗せ方式により定められている場合には、当該追加上乗せ方式契約とそれ以外の他の保険契約等のそれぞれに、第2条と(1)および(2)の規定を適用して差額保険金を支払います。 (注1) この特約がないものとして、この保険契約と他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額が保険金額（注2）を上回る場合には、差額保険金は支払いません。 (注2) 保険金額は再取得価額×1.3を限度とします。

第4条（読み替え規定）

この特約が付帯される場合は、普通保険約款を下表のとおり読み替えるものとします。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第3章基本条項第25条（保険金支払後の保険契約）	(1)第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）または第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（注）の100%に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。 (注) 保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。	(1)この特約が適用された場合または第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額（注）の100%に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。 (注) 保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(28) 抵当権者特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
保険契約	その継続契約を含みます。
抵当権者	この特約が付帯された保険契約の保険の対象について抵当権を有する者をいいます。

第1条

- (1) 当会社は、被保険者がこの特約が付帯された保険契約による（ ）保険金請求権の抵当権者に、損害発生時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯された保険契約により保険金として支払うべき額を損害発生時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。
- (2) (1)の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1)の支払限度額は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から損害発生時における優先する他の権利によって補償される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。

第2条

- (1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款の通知義務に関する規定に定める保険契約者または被保険者の義務の不履行があった場合においても前条の規定により保険金を支払うものとします。
- (2) 抵当権者は、普通保険約款の通知義務に関する規定に掲げる事実の発生を知った場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手続を完了した場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (3) 抵当権者が(2)の手続を怠った場合において、抵当権者がその事実の発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に損害が生じたときは、当会社は、保険金を支払いません。ただし、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは、この規定を適用しません。

第3条

- (1) 抵当権者が前条(2)の承認を請求する場合および普通保険約款の保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合に関する規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わなければなりません。
- (2) 抵当権者が(1)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条

当会社が普通保険約款の解除に関する規定によりまたは保険契約者との合意によりこの特約が付帯された保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

第5条

- (1) 当会社が第2条(1)の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません。
- (2) (1)の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1)の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

第6条

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

抵 当 権 者

(29) 振込みによる保険料支払に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
保 険 料	保険契約締結時に支払うべき保険料または保険契約締結の後に支払う保険料をいいます。
振込業務取扱者	当会社が指定する振込業務取扱者をいいます。

第1条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約者がこの保険契約の保険料を振込により支払う場合に適用します。
- (2) 保険契約者が、この特約の適用を受けようとする場合は、振込業務取扱者を通じて保険料の振込を行わなければなりません。

第2条（保険料領収についての取扱い）

- (1) 当会社は、保険契約者が振込業務取扱者に対してこの保険契約の保険料の振込手続を完了した時をもってこの保険契約の保険料を既に払い込まれたものとします。
- (2) (1)の規定は、振込によるこの保険契約の保険料の支払ごとに適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(30) 保険料支払手段に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	定義
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合における当会社が請求する追加保険料を含みます。
後払型決済手段	クレジットカード払等、利用者が代金を決済機関に対して後払いする決済手段をいいます。
決済機関	決済手段を提供する事業者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を当会社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。ただし、保険契約者が当会社が定める決済手段の会員規約やサービス利用規約等により当該決済手段の会員であると認められている場合または当該決済手段の使用を認められている場合に限ります。
- (2) 本条(1)の規定により当会社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当会社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 前条(1)の規定により保険契約者が当会社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当会社は、決済手続が完了した時（注）以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
(注) 決済手続が完了した時
　　保険期間の開始前に決済手続が完了した場合は、保険期間の開始した時とします。
- (2) 保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合で、当会社が保険料相当額を領収できないときには、前条(2)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が決済手続所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 前条(2)の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が決済機関に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が決済手続所定の手続を行った場合において、本条(1)の規定により当会社が保険

料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第2条（保険料の払込方法）(2)の規定を適用します。

- (3) 保険契約者が本条(2)の保険料の払込みを怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 本条(3)の解除は、将来に向かってのみ効力を生じます。

第5条（保険料の返還の特則）

保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合において、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、保険料相当額を領収したことを確認した後（注）に保険料を返還することができます。

（注）保険料相当額を領収したことを確認した後

前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(31) 長期保険保険料一括払特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用語	定義
未経過料率	当会社の定める長期保険未経過料率をいいます。

第1条（保険料の返還または請求－通知義務等の場合）

(1) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 普通保険約款第3章基本条項第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）(2)の規定により保険金額を変更した場合は、同章第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)(3)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、保険金額の変更が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、保険金額の変更が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合は、普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)(4)の規定にかかわらず、当会社は、変

更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、保険契約の条件変更が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還または請求します。（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、保険契約の条件変更が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第3章基本条項第15条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）③および④の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

普通保険約款第3章基本条項第10条（保険金額の調整）②の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、普通保険約款第3章基本条項第16条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）②の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除または解約の場合）

普通保険約款第3章基本条項第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）②、第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）②もしくは⑥、第12条（重大事由による解除）①または第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）②の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普通保険約款第3章基本条項第11条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、普通保険約款第3章基本条項第17条（保険料の返還－解除または解約の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－保険料改定の場合）

この保険契約に適用されている保険料が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還－損害保険金を支払った場合）

普通保険約款第3章基本条項第25条（保険金支払後の保険契約）①の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(32) 長期保険保険料分割払特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
年額保険料	契約年度に対する払込み分割保険料の総額をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険料払込期日	保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、保険証券記載の払込期日をいいます。 (注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座（注）をいいます。 (注) 提携金融機関に設定した口座とします。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日（注）をいいます。 (注) 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいいます。
追加保険料払込期日	保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 (注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
末払込み分割保険料	年額保険料から既に払込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替場合で、年額保険料を複数回以上に分割し

て払い込むときは、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかたことによる場合においては、当会社は、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

- (1) 当会社は、保険期間が始まった後でも、前条(1)の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(2)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料の払込方法が月払のときは、当会社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
(注) 第5条（追加保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第4条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)①および②ならびに地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)および(2)に定めるところに従い請求した追加保険料	当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込むものとします。
② 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第14条(1)③および④ならびに地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(6)に定めるところに従い請求した追加保険料	

- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認します。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	当会社が請求した日に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割追加保険料	追加保険料払込期日までに払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

- (4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第3回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 当会社は、保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合 (注)	保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 前条(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合	追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (2) (1)①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- (3) 前条(2)の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。
 - ② 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ 保険契約者が②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注)を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第3条（分割保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第6条（保険金支払の場合の保険料払込み）

保険金の支払により、この特約が付帯された普通保険約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払いを受ける以前に、保険金支払の原因となった損害が発生した保険年度の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（解除－分割保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - ② 保険料の払込方法が月払の場合で、保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- (注1) 第4条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 第4条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料（注1）を払い込むべき保険料払込期日（注2）または保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または保険期間の末日のいずれか早い日
- (注1) 第4条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注2) 第4条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注3) 払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料から、既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（保険料の返還または請求）

- (1) 次のいずれかの規定は、当会社が返還すべき保険料（注）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。この場合において、保険料の払込方法が月払のときは、「既に払い込まれた保険料」とあるのは「年額保険料」と読み替えるものとします。
- ① 住宅生活総合保険普通保険約款第3章基本条項第15条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）③
 - ② 住宅生活総合保険普通保険約款第3章基本条項第17条（保険料の返還－解除または解約の場合）
 - ③ 地震保険普通保険約款の住宅生活総合保険に付帯する場合の特則3.第25条（保険料の返還－解除の場合）(1)または(3)
- (注) ①から③までのいずれかの規定により算出した額から未払分割保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。
- (2) 普通保険約款の規定により分割保険料を変更すべき事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する契約年度の翌契約年度以降、分割保険料を変更します。なお、当該事由が生じた日の属する契約年度末までの保険料については、保険料を返還または請求します。

第9条（保険料の改定による分割保険料の取扱い）

保険期間の中途において、この保険契約に適用していた保険料が改定された場合においても、当会社は、分割保険料の変更は行いません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(33) 保険料分割払特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険料払込期日	保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、保険証券記載の払込期日をいいます。 (注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座（注）をいいます。 (注) 提携金融機関に設定した口座とします。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日（注）をいいます。 (注) 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第3条（契約後に通知いただく事項一通知義務）または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいいます。
追加保険料払込期日	保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 (注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
未払込み分割保険	年額保険料から既に払込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (4) 保険契約者は、当会社の承認を得て、分割保険料の払込方法を変更することができます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

- (1) 保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当会社は前条(1)の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(2)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注)を既に適用しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第5条(追加保険料領収前の事故) (3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第14条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)①および②ならびに地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)および(2)に定めるところに従い請求した追加保険料	当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込むものとします。
② 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第14条(1)③および④ならびに地震保険普通保険約款第21条(6)に定めるところに従い請求した追加保険料	

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認します。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	当会社が請求した日に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割追加保険料	追加保険料払込期日までに払い込むものとします。

(3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第3回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第5条（追加保険料領収前の事故）

(1) 当会社は、保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注）	保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 前条(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合	追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(2) (1)①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

(3) 前条(2)の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。

① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。

② 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

③ 保険契約者が②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注)を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して

請求できるものとします。

- (注) 第3条（分割保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第6条（保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この特約が付帯された普通保険約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払分割保険料の全額を一時に払込まなければなりません。

第7条（解除－分割保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - ② 保険料の払込方法が月払の場合で、保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- (注1) 第4条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 第4条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料（注1）を払い込むべき保険料払込期日（注2）または保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または保険期間の末日のいずれか早い日
- (注1) 第4条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注2) 第4条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注3) 払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料から、既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（保険料の返還）

次のいずれかの規定は、当会社が返還すべき保険料（注）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。この場合において、「既に払い込まれた保険料」とあるのは「年額保険料」と読み替えるものとします。

- ① 住宅生活総合保険普通保険約款第3章基本条項第15条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）③

- ② 住宅生活総合保険普通保険約款第3章基本条項第17条（保険料の返還－解除または解約の場合）
- ③ 地震保険普通保険約款の住宅生活総合保険に付帯する場合の特則3. 第25条（保険料の返還－解除の場合）(1) または(3)
- (注) ①から③までのいずれかの規定により算出した額から未払分割保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(34) 初回保険料の払込方法等に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	定義
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険契約者が初回保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、保険期間の初日の属する月の翌月の保険証券記載の払込期日をいいます。 (注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座（注）をいいます。 (注) 提携金融機関に設定した口座とします。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
初回追加保険料	追加保険料（注）を一時に払い込む場合は、当会社が請求した追加保険料（注）の総額をいい、追加保険料（注）を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。 (注) この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、変更日の属する保険年度に対する追加保険料をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応答日から1年間をいいます。
初回追加保険料払込期日	保険契約者が初回追加保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、変更日の属する月の翌月の変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 (注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日（注）をいいます。 (注) 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を第2条（初回保険料の払込方法）に定める方法により払い込むことについての合意がある場合に適

用されます。

第2条（初回保険料の払込方法）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。ただし、その場合には、次に定める条件をすべて満たしていかなければなりません。
- ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結のときに設定されていること。
- ② 保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日（注）までになされていること。
- （注）この特約を付して保険契約を締結した旨の所定の保険申込書を当会社が受領した日と保険期間の初日が同日である場合は、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、初回保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、初回保険料払込期日までに、初回保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が初回保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときには、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者が初回保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合、保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 保険契約者が初回保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、保険契約者が初回保険料を払い込むべき初回保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回保険料払込期日とみなししてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （注）提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。

第4条（初回保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害に対しては、住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第1条（保険期間－補償される期間）(3)、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときには、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当

会社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 被保険者、損害賠償請求権者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の事故による損害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第6条（保険責任の始期および終期の特則）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険契約者が当会社へこの特約を付して保険契約を締結した旨の所定の保険申込書を提出し、当会社がこれを受領した時までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（初回追加保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者または被保険者が、訂正の申出または通知事項等の通知を書面または当会社の定める通信方法により当会社所定の連絡先に行った場合は、当会社は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることにより払い込むことを承認します。ただし、この保険契約の保険料の払込方法が口座振替による場合に限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、初回追加保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第8条（初回追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、初回追加保険料払込期日までに、初回追加保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回追加保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合、保険契約者は、初回追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回追加保険料を払い込むべき初回追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回追加保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
(注) 提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。
- (5) 保険契約者は、住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第14条（保険料の返還ま

たは請求－告知義務・通知義務等の場合) (1)④または地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第9条（初回追加保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)①および②ならびに地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)および(2)の追加保険料の払込みを怠った場合	第11条（解除－保険料不払の場合）(1)②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第14条(1)③および④ならびに地震保険普通保険約款第21条(6)の追加保険料の払込みを怠った場合	初回追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

- (3) (2)①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
 - (4) 保険契約者が(2)の初回追加保険料の払い込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は「初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第4条（初回保険料の払込みがない場合）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第10条（初回追加保険料払込み前の事故）

- (1) 被保険者、損害賠償請求権者または保険金を受け取るべき者が、初回追加保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日に払込みを怠り、かつ、初回追加保

保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、下表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区分	返還を請求できる保険金の額
① 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)①および②ならびに地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)および(2)に定めるところに従い請求したものである場合	事故による損害に対して既に支払った保険金の全額
② 住宅生活総合保険普通保険約款第3章 基本条項第14条(1)③および④ならびに地震保険普通保険約款第21条(6)に定めるところに従い請求したものである場合	次の算式により算出される額 事故による損害に対する既に支払った保険金の全額 - 第9条（初回追加保険料の払込みがない場合）(2)②の保険金の額

第11条（解除－保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合
 - ② 初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、保険期間の初日
 - ② (1)②による解除の場合は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末または保険期間の末日のいずれか早い日

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

(35) 団体扱に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署または公社、公団、会社等の企業体（注）等または官公署をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組合組織をいいます。
集金契約	保険料集金に関する契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。

一括払	年額保険料を一括して払い込むことをいいます。
分割払	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
未払込保険料	年額保険料のうち、保険契約者が当会社への払い込みを完了していない保険料であって、一括払いの場合は、年額保険料をいい、分割払の場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効）①②の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日の属する月の翌月末、②以外の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。

第1条（特約の適用）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けている者であること、またはその団体を退職した者であること。
- ② 団体または職域労働組合等と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ この保険契約が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア．集金者が集金日に保険契約者から集金すること。
 - イ．上記ア．により集金した保険料を当会社に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法等）

保険契約者は、年額保険料を一括払または分割払のいずれかの方法により、下表のとおり払い込むものとします。

区分	払込方法
① 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかにより払い込むものとします。 ア 保険契約締結と同時に直接当会社に払い込む。 イ 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。
② 分割払の方法による場合の第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、前条①イに従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の追加保険料が、普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)①または②の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
- (5) 普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) この特約は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事実が発生した場合には集金不能日等から将来に向かってその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が、指定口座から口座振替により保険料を払い込む場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌月末までに指定口座から集金者の口座へ振り替えられなかったとき。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金日の属する月の翌月末までに当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合。ただし、保険契約者が退職により団体の構成員でなくなった場合において、退職後も引き続きこの特約に従い保険料を払い込むことを集金不能日等の属する月の翌々月末までに当会社に通知した場合を除きます。
 - ④ 保険契約者が保険料の支払を拒んだ場合
 - ⑤ ①から④の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) (1)①または⑤の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区分	期日
① 前条(1)②以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 前条(1)②の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、第7条（特約の失効）(1)①から⑤に定める日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、保険料を返還または請求します。

(36) 団体扱における追加保険料に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
集金者	集金契約を当会社との間に締結した者をいいます。
覚書	追加保険料集金に関する契約書に係わる覚書をいいます。
集金契約	団体扱に関する特約に定める集金契約をいいます。
集金不能日等	団体扱に関する特約に定める集金不能日等をいいます。
未払込保険料	団体扱に関する特約に定める未払込保険料をいいます。

第1条（特約の適用）

この特約は、団体扱に関する特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第2条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 団体扱に関する特約第4条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款に定める告知・通知事項等を承認する場合の追加保険料を当会社が請求したときは、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) 保険契約者が団体扱に関する特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を一括して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一括して当会社に払い込むものとします。
- (3) 保険契約者が団体扱に関する特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一括して払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

第3条（告知・通知事項等の通知方法の特則）

保険契約者が前条の追加保険料を集金者を経て払い込む場合、保険契約者または被保険者は、普通保険約款の告知義務もしくは通知義務の規定による通知もしくは訂正の申出を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接行わなければなりません。

第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱に関する特約第7条（特約の失効）(1)の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区分	期日
① 団体扱に関する特約第7条（特約の失効）(1)(2)以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 前条(1)(2)の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

第5条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

第6条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

(37) 団体扱特約（金融機関等融資物件用）

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
団体	第1条（特約の適用）①の要件を満たす債務者の団体をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（団体扱特約（金融機関等融資物件用））」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
一括払	保険料を一括して払い込むことをいいます。
分割払	保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
未払込保険料	保険料のうち、保険契約者が当会社への払い込みを完了していない保険料であって、一括払いの場合は、総保険料をいい、分割払の場合は、総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。
預金口座	保険契約者の指定する所定の預金口座をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効）(1)(2)の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日の属する月の翌月末、②以外の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日をいいます。

第1条（特約の適用）

この特約は、次に定める条件をすべて満たす場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次の要件を満たす団体を構成していること。

ア 当会社の承認する信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者の団体

イ 当会社の承認する信用供与機関で構成された事業者団体の構成員に対し賦払償還債務を負う債務者の団体

ウ 当会社の承認する信用保証機関の保証により第三者たる信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者の団体

エ 当会社の承認する信用保証機関で構成された事業者団体の構成員の保証により第三者たる信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者の団体

(注) 信用供与機関が信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債権を信託または譲渡した場合には、当該信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債務を負う債務者を引き続き同じ団体に含めて取り扱います。ただし、信用供与機関が当該賦払償還債権の管理回収業務を行う場合にかぎります。

- ② 保険契約者が次のいずれかの者よりこの特約を付帯した保険契約の締結を承認されている者であること。

ア 当会社の承認する信用供与機関

イ 当会社の承認する信用供与機関で構成された事業者団体

ウ 当会社の承認する信用保証機関

エ 当会社の承認する信用保証機関で構成された事業者団体

- ③ 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

ア 当会社の承認する信用供与機関

イ 当会社の承認する信用供与機関で構成された事業者団体

ウ 当会社の承認する信用保証機関

エ 当会社の承認する信用保証機関で構成された事業者団体

オ 上記アからエに掲げる者が保険料集金を委嘱している者。ただし当会社が承認した者にかぎります。

- ④ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア 預金口座から、口座振替により、保険料を口座振替日の翌日から起算して1か月以内に集金すること。

イ 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する方法により、所定の場所に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法等）

保険契約者は、保険料を一括払または分割払のいずれかの方法により、下表のとおり払い込むものとします。

区分	払込方法
① 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかにより払い込むものとします。 ア 保険契約締結と同時に直接当会社に払い込む。 イ 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。
② 分割払の方法による場合の第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または第1回分割保険料を領収する

前に生じた事故については、保険金を支払いません。

- (2) (1)の規定は、前条①の保険料または第1回分割保険料が、前条①イに従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が住宅生活総合保険普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）または地震保険普通保険約款の住宅生活総合保険に付帯する場合の特別の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の追加保険料が、普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)①または②の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
- (5) 普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)④の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の属する月の翌月末日までに集金者に払い込まれなかった場合。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料を口座振替日の属する月の翌月末までに当会社に支払った場合を除きます。
- ③ 保険契約者が団体の構成員でなくなった場合
- ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつ

た旨の通知を受けた場合

- (2) (1)①もしくは④の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に對してその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区分	期日
① 前条(1)②以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 前条(1)②の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、第7条（特約の失効）(1)②に該当する事実の発生により集金者による第2条（保険料の払込方法等）①に定める保険料または第1回分割保険料の集金が不能となった場合は、当会社は、保険期間の初日から保険料または第1回分割保険料を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (4) (2)および(3)の場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

第9条（保険料の返還）

次のいずれかの規定は、当会社が返還すべき保険料（注）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。この場合において、保険料の払込方法が分割払のときは、「既に払い込まれた保険料」とあるのは「年額保険料」と読み替えるものとします。

- ① 住宅生活総合保険普通保険約款第3章基本条項第15条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）③
- ② 住宅生活総合保険普通保険約款第3章基本条項第17条（保険料の返還－解除または解約の場合）
- ③ 地震保険普通保険約款の住宅生活総合保険を付帯しする場合の特則3.第25条（保険料の返還－解除の場合）(1)または(3)

（注）①から③までのいずれかの規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(38) 団体扱における追加保険料に関する特約（金融機関等融資物件用）

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
団体扱特約	団体扱特約（金融機関等融資物件用）をいいます。
集金者	集金契約を当会社との間に締結した者をいいます。
覚書	保険料集金に関する契約書に係わる覚書をいいます。
集金契約	団体扱特約第1条（特約の適用）に定める集金契約をいいます。
集金不能日等	団体扱特約に規定する集金不能日等をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた保険料のうち、保険契約者が当会社への払い込みを完了していない保険料であって、一括払いの場合は、年額保険料をいい、分割払いの場合は、保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条（特約の適用）

団体扱特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第2条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 団体扱特約第4条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、この特約が付帯された普通保険約款に定める告知・通知事項等を承認する場合の追加保険料を当会社が請求したときは、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) 保険契約者が団体扱特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を一括して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一括して当会社に払い込むものとします。
- (3) 保険契約者が団体扱特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一括して払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

第3条（告知・通知事項等の通知方法の特則）

保険契約者が前条の追加保険料を集金者を経て払い込む場合、保険契約者または被保険者は、普通保険約款の告知義務もしくは通知義務の規定による通知もしくは訂正の申出を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接行わなければなりません。

第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱特約第7条（特約の失効）(1)の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区分	期日
① 団体扱特約第7条（特約の失効）(1)②以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 前条(1)②の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

第5条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

第6条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

(39) 集団扱に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
集団	当会社が承認する保険証券記載の集団をいいます。
構成員	当該集団自身および当該集団を構成する集団の構成員を含みます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱用）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金者が集金手続を行い得る最初の集金日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
一括払	年額保険料を一括して払い込むことをいいます。
分割払	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
未払込保険料	年額保険料のうち、保険契約者が当会社への払い込みを完了していない保険料であって、一括払の場合は、年額保険料をいい、分割払の場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効）(1)(2)の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日の属する月の翌月末、(2)以外の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日をいいます。

第1条（特約の適用）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員であること。
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア 集金日までに保険契約者またはその代理人から保険料を集金すること。
 - イ 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法等）

当会社は、年額保険料を一括払または分割払のいずれかの方法により、下表のとおり払い込む

ものとします。

区分	払込方法
① 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかにより払い込むものとします。 ア 保険契約締結と同時に直接当会社に払い込む。 イ 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。
② 分割払の方法による場合の第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、前条①の保険料または第1回分割保険料が、前条①イに従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の追加保険料が、普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)①または②の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金をお支払いする場合）および第2章家財補償条項第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
- (5) 普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)④の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が、指定口座から口座振替により保険料を払い込む場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌月末までに指定口座から集金者の口座へ振り替えられなかったとき。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金日の属する月の翌月末までに当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合
 - ④ 保険契約者が保険料の支払を拒んだ場合
 - ⑤ ①から④の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) (1)もしくは⑤の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区分	期日
① 前条(1)②以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 前条(1)②の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、保険料を返還または請求します。

(40) 集団扱における追加保険料に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
集団扱特約	集団扱に関する特約をいいます。
集金者	集金契約を当会社との間に締結した者をいいます。
覚書	集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書をいいます。
集金契約	集団扱特約第1条（特約の適用）に定める集金契約をいいます。
集金不能日等	集団扱特約第7条（特約の失効）に規定する集金不能日等をいいます。

未 払 込 保 險 料	追加保険料の総額および年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。
-------------	---

第1条（特約の適用）

この特約は、集団扱特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第2条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 集団扱特約第4条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、この特約が付帯された普通保険約款に定める告知・通知事項等を承認する場合の追加保険料を当会社が請求したときは、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) 保険契約者が集団扱特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を一時に払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むものとします。
- (3) 保険契約者が集団扱特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

第3条（告知・通知事項等の通知方法の特則）

保険契約者が前条の追加保険料を集金者を経て払い込む場合、保険契約者または被保険者は、普通保険約款の告知義務もしくは通知義務の規定による通知もしくは訂正の申出を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接行わなければなりません。

第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

集団扱特約第7条（特約の失効）(1)の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区 分	期 日
① 集団扱特約第7条（特約の失効）(1)②以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 同条(1)②の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

第5条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

第6条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

(41) 保険証券等の不発行に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
保険証券等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券等を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券等の不発行）

- (1) 当会社は、この特約により、保険証券等を発行しません。
- (2) 保険契約者が、保険期間の中途で当会社に対して保険証券等の発行を請求する場合には、この特約を削除するものとします。

第3条（保険証券等の記載事項に関する特則）

当会社は、この特約により、この保険契約の契約内容としてインターネットの専用ホームページ（注）に表示した事項を、保険証券等の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

（注）保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、アドレスを記載します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

(42) 共同保険に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用語	定義
引受保険会社	この保険契約を共同で引受ける保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付

- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約等に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

(43) 保険契約の継続に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
意思表示期限	保険契約の満了する日の属する月の前月10日をいいます。
予定継続期間	この特約により継続される以後の保険契約により保険の対象が補償される期間として当会社と保険契約者との間で予め約定した期間をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
継続契約	第2条（保険契約の継続）（1）の規定により継続された保険契約をいいます。
初回口振特約等	初回保険料の口座振替に関する特約および初回保険料の払込方法等に関する特約をいいます。
評価額	普通保険約款第1章建物補償条項第3条（保険の対象の保険金額）に規定する評価額をいいます。
限度額	地震保険普通保険約款第5条（保険金の支払額）の限度額をいいます。
団体扱に関する特約等	団体扱に関する特約および団体扱特約（金融機関等融資物件用）をいいます。

第1条（適用契約の範囲）

この特約は、普通保険約款に付帯し、当会社と保険契約者との間に、保険契約の継続と継続される保険契約の保険金額の調整について、あらかじめ合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

- (1) 意思表示期限までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、次条および第4条（継続契約の地震保険の保険金額）記載の保険金額で、この保険契約は継続されるものとします。以後、保険証券記載の予定継続期間が満了する日まで同様とします。ただし、地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。
- (2) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。ただし、この保険契約に保険証券等の不発行に関する特約が付帯されている場合には、この規定を適用しません。
- (3) 継続契約に初回口振特約等が適用される場合には、初回保険料の口座振替に関する特約第1条（この特約の適用条件）(2)②または初回保険料の払込方法等に関する特約第2条（初回保険料の払込方法）(1)②の適用にあたっては、保険契約の締結は、意思表示期限になされたものとみなします。

第3条（継続契約の評価額と保険金額）

- (1) 継続契約の評価額は、この保険契約の評価額を、当会社と保険契約者または被保険者との間で、建築費または物価の変動等にしたがって調整して算出した額とします。
- (2) 当会社は、(1)の規定により算出した継続契約の評価額を、継続証等に記載するものとします。
- (3) 継続契約の保険金額は、継続証等記載の評価額に継続証等記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険の対象が家財である場合の継続契約の保険金額については、継続前契約の保険金額と同一とし、この保険金額のみを継続証等に記載するものとします。
- (5) (3)の規定にかかわらず、この保険契約の普通保険約款に追加特約（他に保険契約等がある場合の取扱い）が付帯されている場合には、継続契約の保険金額は、継続証等記載の評価額から他の保険契約等の保険金額を差し引いた額によって定めるものとします。

第4条（継続契約の地震保険の保険金額）

- (1) この保険契約に地震保険が付帯されている場合には、継続契約の地震保険の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{継続契約の地震保険の保険金額}}{\text{継続前契約の地震保険の保険金額}} = \times \frac{\text{継続契約の保険金額}}{\text{継続前契約の保険金額}}$$

- (2) (1)の規定により算出した額の継続契約の保険金額に対する割合が、地震保険法第2条（定義）第2項第4号記載の最小割合を下回る場合は、継続契約の地震保険の保険金額は、継続契約の保険金額にその最小割合を乗じて得た額とします。
- (3) (1)および(2)の規定により算出した継続契約の地震保険の保険金額が、限度額を超える場合には、限度額を継続契約の地震保険の保険金額とします。
- (4) この保険契約の普通保険約款に追加特約（他に保険契約等がある場合の取扱い）が付帯され、かつ、他の保険契約等に地震保険が付帯されている場合には、(3)の規定は適用しません。ただし、継続契約の地震保険の保険金額が、限度額から他の保険契約等付帯の地震保険の保険金額を差し引いた額を超える場合は、その額を継続契約の地震保険の保険金額とします。

第5条（継続契約の保険期間）

- (1) 継続契約の保険期間は、保険証券の継続方式欄記載の保険期間とします。ただし、継続契約の満了する日が保険証券記載の予定継続期間を超える場合は、予定継続期間の満了する日を継続契約の満了する日とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、意思表示期限の前月10日までに当会社または保険契約者のいずれか一方からの意思表示により、これを変更することができます。ただし、意思表示期限までに当会社または保険契約者のいずれか一方からの反対の申し出がない場合に限ります。

第6条（継続契約の内容）

- (1) 継続契約における第3条（継続契約の評価額と保険金額）記載の評価額および保険金額、第4条（継続契約の地震保険の保険金額）記載の地震保険の保険金額ならびに前条記載の保険期間以外の内容は、継続前契約の満了する日の内容と同一とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、継続契約の保険料の払込方法については、意思表示期限の前月10日までに当会社または保険契約者のいずれか一方からの意思表示により変更することができます。ただし、意思表示期限までに当会社または保険契約者のいずれか一方からの反対の申し出がない場合に限ります。

第7条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を継続前契約の満了する日までに払い込むものとします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、継続契約に保険料分割払特約、団体扱に関する特約等が適用される場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を以下のとおり払い込むものとします。
 - ① 保険料分割払特約が適用される場合
第1回分割保険料は、継続契約の保険期間の始期の属する月の、継続前契約において定められた払込期日の応当日に払い込むものとします。
 - ② 団体扱に関する特約等または集団扱に関する特約が適用される場合
集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
- (4) (2)および(3)①の規定にかかわらず、継続契約に初回口振特約等が適用される場合には、保険契約者は、初回口振特約等の規定に従い、継続契約の保険料を払い込むものとします。この場合には、次条および第9条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）の規定は適用しません。

第8条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が、前条(2)の継続契約の保険料または前条(3)①の継続契約の第1回分割保険料について、当該継続契約の保険料または第1回分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の満了する日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の継続契約の保険料または第1回分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第9条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者が、第7条（継続契約の保険料および払込方法）の継続契約の保険料について、当該継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った

場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第10条（継続契約に適用される制度または保険料等）

当会社が、普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料等を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の始期における保険契約引受けに関する制度または保険料等が適用されるものとします。

第11条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が、第2条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第12条（継続契約の告知義務）

(1) 第2条（保険契約の継続）(1)の規定により、この保険契約を継続する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当会社に告げなければなりません。

① 保険契約申込書に記載した事項、保険証券に記載された事項または継続証等に記載された事項のうち普通保険約款の告知事項に該当する事項に変更があったとき。

② この保険契約の普通保険約款および付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。

(2) (1)の告知については、この保険契約に適用されている普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

地震保険

(44) 自動継続特約（地震保険用）

第1条（自動継続の方法）

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の属する月の前月10日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、自動継続を行いません。

（注）この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 前条の規定により継続された保険契約の保険料の払込期日は、その継続保険期間の初日とし、保険契約者は払込期日までに当該保険料を払込むものとします。ただし、次の条件を全て満たす場合には、提携金融機関（注1）ごとに当会社の定める期日を払込期日とし、指定口座（注2）から当会社の口座に振り替えることによって、継続された保険契約の保険料の払込みを行うものとします。
- ① 継続契約の保険期間の始期の属する月の前月末日までに、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料（注3）を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
 - ② 継続契約の保険期間の始期の属する月の前月末日までに、指定口座（注2）が提携金融機関（注1）に設定されていること。
 - ③ 継続契約の保険期間の始期の属する月の前月末日までに、保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。
- （注1）当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- （注2）保険契約者の指定する口座をいいます。
- （注3）この保険契約に年額保険料を分割して払い込むことを約定する特約が適用されている場合には第1回分割保険料とします。
- (2) 保険契約者が、(1)の継続された保険契約の保険料について、当該継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(2)の継続契約の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (4) 団体扱特約（金融機関等融資物件用）を付帯した場合は、集金契約の定めるところにより集金するものとします。
- (5) 集団扱に関する特約（金融機関融資住宅等火災保険特約用）を付帯した場合は、集金契約の定めるところにより集金するものとします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、継続契約に初回保険料の口座振替に関する特約、初回保険料の払込方法等に関する特約、初回追加保険料の口座振替に関する特約またはクレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）が適用される場合には、保険契約者は、付帯される特約の規定に従い、継続契約の保険料を払い込むものとします。

第3条（保険料不払の場合の失効）

保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日の属する月の翌々月末までに当会社に払込まれない場合は、保険契約は払込期日に遡ってその効力を失います。

第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と当該継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第5条（継続契約に適用される制度または料率等）

当会社が制度または料率等（注）を改定した場合は、継続された保険契約には、継続された保険契約の保険期間の初日における制度または料率等（注）を適用するものとします。

（注）地震保険普通保険約款およびこれに付帯される特約、保険引受に関する制度、保険料率等をいいます。

第6条（普通保険約款との関係）

- (1) 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)の効力を妨げないものとします。
- (2) この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかわりありません。

(45) 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効等の場合）

- (1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社

は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	23%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	35%	15%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	71%	51%	31%	12%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	89%	69%	49%	30%	10%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	52%	4%	68%	35%	3%	76%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	74%	49%	25%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

（注）経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

V 大同火災のしまんちゅ相談サービス利用規約

下記に概要とサービス提供にあたっての利用規約を掲載しています。サービスをご利用される前に必ずご一読ください。

しまんちゅ相談サービス（情報提供サービス）

サービスの対象となる方からの幅広いご相談・照会に応じ、医療・相続関連情報のご提供や、各種サービス・店舗等のご案内を行います（注）。

なお、保険契約が満期となり継続されていない場合等、サービスの提供ができないことがあります。サービス提供にあたり、オペレーターからいくつか確認事項がありますので、あらかじめご了承願います。

（注）案内を受けた各種サービス・店舗等への連絡費用、利用料は、ご利用される方のご負担となります。

しまんちゅ相談サービス利用規約

<用語の説明－定義>

この入院時相談サービスについて使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
住宅生活総合保険契約	「DAY-GO! すまいの保険」（入居者プランを含みます。）契約をいいます。
個人契約	ご契約者が個人の契約をいいます。
被保険者	住宅生活総合保険普通保険約款にて定める被保険者をいいます。
家族	配偶者、子、父母、兄弟姉妹、同居の親族をいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族をいいます。
サービス提供者	弊社の提携業者をいいます。

1. しまんちゅ相談サービス利用規約について

本利用規約は、弊社の火災保険をご契約されている契約者に対してご提供する電話相談サービスの事項を定めたものです。

2. しまんちゅ相談サービスの提供対象契約

弊社は、次表右欄に掲げるサービスを左欄に掲げる火災保険契約の提供対象サービスとします。

火災保険契約	サービス
住宅生活総合保険契約において下記に該当する契約	しまんちゅ相談サービス
○個人契約	

3. しまんちゅ相談サービスの利用対象者

本利用規約において、利用対象者とは次の(1)から(3)のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 対象契約の保険契約者
- (2) 対象契約の保険契約者のご家族
- (3) 上記(2)以外で弊社がしまんちゅ相談サービスの利用を認めた者

4. しまんちゅ相談サービスの内容と提供条件

提供条件	提供対象契約に加入していること。
サービスの内容	
医療相談	健 康 相 談 病気の悩み、子育ての不安、生活習慣改善相談、女性医療相談、こころの相談、介護相談など
	緊 急 医 療 相 談 受診の緊急度や受診までの措置についてのアドバイスなど
	医 療 機 関 案 内 医療機関選定、診療時間や予約方法等の情報提供
	入 院 時 相 談 入院時の一般的なアドバイスや健康、治療に関するアドバイスなど
	予約制専門医相談 予約による専門科指導医への相談
	転院時移送手配 転院する際の移送の手配
相 続 相 談	がん専用相談窓口 がんに関する相談
	相 続 相 談 遺言書・成年後見・相続手続き・死後事務手続き等に関する相談、税理士・司法書士・弁護士等の専門家への相談
	税 理 士 紹 介 費用や相続にあたっての具体的な対応等の相談、税理士紹介、お見積り

5. しまんちゅ相談サービスの提供を行わない場合

- (1) サービス提供者は、利用対象者が正当な理由がなく、次の①から②までの利用者の義務に違反した場合は、しまんちゅ相談サービスの提供を行いません。
 - ① 利用対象者は、しまんちゅ相談サービスの提供を受ける場合、サービス提供者の指示に従い、必要な協力をしなければなりません。
 - ② 利用対象者は、サービス提供者の判断により、本人確認、保険証券の確認、事故発生日の確認等を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (2) サービス提供者は、利用対象者の相談・照会の内容が次の①から⑦のいずれかに該当すると判断した場合、または提供が不可能もしくはしまんちゅ相談サービスの内容、趣旨等に照らして提供が不適切であると判断した場合には、しまんちゅ相談サービスの提供を行いません。
 - ① 事故の相手方との折衝、示談または調停もしくは訴訟
 - ② 事故にかかる保険金の請求
 - ③ 訴訟で争いのある事実に關係する事柄
 - ④ 個人の趣向、風評、効果または比較情報等の主觀に基づく事柄
 - ⑤ 医療トラブルまたはこれに關係する恐れがある事柄
 - ⑥ 法令に反する事柄
 - ⑦ 海外の案内情報
- (3) サービス提供者は、情報の提供に伴う物品の搬入予約・申込およびサービス・施設等の利用予約・申込等の代行は行いません。
- (4) 情報の提供に伴う物品の搬入費用およびサービス・施設等の利用料についてはご利用される方のご負担となります。

6. しまんちゅ相談サービスの提供期間・受付時間および終了、中止または変更等について

- (1) しまんちゅ相談サービスの提供期間・受付時間は次の①から②のとおりとします。
 - ① 提供期間は「4.しまんちゅサービスの内容と提供条件」に定める提供条件を満たしている期間に限ります。

② 受付時間は下記のとおりです。

相談内容	受付時間
医療相談	24時間・365日
相続相談	午前10:00～午後6:00（土日・祝日および12/31～1/3を除きます。）

(2) しまんちゅ相談サービスの内容は、弊社の都合により保険契約者および被保険者、利用対象者に予告することなく変更できるものとします。

7. 訴訟の提起および準拠法

- (1) 本規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

VI 保険証券面の表示等について

1. 特約一覧

特約の番号	特 約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書）面の表示等
(1)	先物契約特約	75	表示なし（先物契約の場合に適用されます。）
(2)	動物特約	75	表示なし（保険の対象が動物の場合に適用されます。）
(3)	植物特約	75	表示なし（保険の対象が植物の場合に適用されます。）
(4)	明記物件特約（貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い）	75	表示なし（保険の対象が明記物件の場合に適用されます。）
(5)	代位求償権不行使特約	75	表示なし（賃貸借契約等に基づき、所有者以外の方が専有する建物の契約の場合に適用されます。）
(6)	保険の対象の範囲に関する特約	76	表示なし（保険証券にこの特約が裏張りされた場合に適用されます。）
(7)	日常災害危険補償対象外特約	76	特約欄に「日常災害危険補償対象外特約」の記載がある場合
(8)	水災危険補償対象外特約	76	特約欄に「水災危険補償対象外特約」の記載がある場合
(9)	破損等による損害補償対象外特約	76	特約欄に「破損等による損害補償対象外特約」の記載がある場合
(10)	火災等による危険のみ補償特約	76	特約欄に「火災等による危険のみ補償特約」の記載がある場合
(11)	風災等支払方法変更特約（フランチャイズ型）	77	特約欄に「風災等支払方法変更特約（フランチャイズ型）」の記載がある場合
(12)	水災支払限度額変更特約（損害割合30%以上の実損払方式）	77	特約欄に「水災支払限度額変更特約（損害割合30%以上の実損払方式）」の記載がある場合
(13)	損害額の算出方法の変更に関する特約（時価額払用）	79	特約欄に「損害額の算出方法の変更に関する特約（時価額払用）」の記載がある場合
(14)	建物電気的・機械的事故補償特約	81	「電気的・機械的事故（特約）」欄に「○」の記載がある場合
(15)	日常生活賠償責任特約	86	特約欄に「日常生活賠償責任特約」の記載がある場合
(16)	日常生活賠償責任保険包括契約に関する特約	98	特約欄に「日常生活賠償責任保険包括特約」の記載がある場合
(17)	施設賠償責任補償特約	109	特約欄に「施設賠償責任補償特約」の記載がある場合
(18)	借家人賠償責任拡張補償特約	115	特約欄に「借家人賠償責任拡張補償特約」の記載がある場合
(19)	地震火災費用補償特約	121	特約欄に「地震火災費用補償特約」の記載がある場合（全ての契約に適用されます。）
(20)	罹災時諸費用補償特約	123	特約欄に「罹災時諸費用補償特約（100万限度）」の記載がある場合
(21)	建物臨時賃借費用補償特約	124	特約欄に「建物臨時賃借費用補償特約」の記載がある場合
(22)	ドアロック交換費用補償特約	125	特約欄に「ドアロック交換費用補償特約」の記載がある場合

(23)	類焼損害補償特約	126	特約欄に「類焼損害補償特約」の記載がある場合
(24)	家賃補償特約	132	特約欄に「家賃補償特約」の記載がある場合
(25)	借用住宅修理費用補償特約	134	特約欄に「借用住宅修理費用補償特約」の記載がある場合
(26)	保険金額の調整に関する特約	136	特約欄に「保険金額の調整に関する特約」の記載がある場合（保険期間が5年超の契約に適用されます。）
(27)	全損時の保険金支払いに関する特約	137	特約欄に「全損時の保険金支払いに関する特約」の記載がある場合
(28)	抵当権者特約	139	表示なし（保険証券にこの特約が裏張りされた場合に適用されます。）
(29)	振込みによる保険料支払に関する特約	140	表示なし（保険料を振込により支払う場合に適用されます。）
(30)	保険料支払手段に関する特約	141	特約欄に「保険料支払手段に関する特約」の記載がある場合
(31)	長期保険保険料一括払特約	142	特約欄に「長期保険保険料一括払特約」の記載がある場合
(32)	長期保険保険料分割払特約	144	特約欄に「長期保険保険料分割払特約」の記載がある場合
(33)	保険料分割払特約	148	特約欄に「保険料分割払特約」の記載がある場合
(34)	初回保険料の払込方法等に関する特約	152	特約欄に「初回保険料の払込方法等に関する特約」の記載がある場合
(35)	団体扱に関する特約	156	特約欄に「団体扱に関する特約」の記載がある場合
(36)	団体扱における追加保険料に関する特約	159	表示なし（団体扱に関する特約が適用され、かつ集金者と弊社の間で覚書が締結されている場合に適用されます。）
(37)	団体扱特約（金融機関等融資物件用）	160	特約欄に「団体扱特約（金融機関等融資物件用）」の記載がある場合
(38)	団体扱における追加保険料に関する特約（金融機関等融資物件用）	164	表示なし（団体扱特約（金融機関等融資物件用）が適用され、かつ集金者と弊社の間で覚書が締結されている場合に適用されます。）
(39)	集団扱に関する特約	165	特約欄に「集団扱に関する特約」の記載がある場合
(40)	集団扱における追加保険料に関する特約	167	表示なし（集団扱に関する特約が適用され、かつ集金者と弊社の間で覚書が締結されている場合に適用されます。）
(41)	保険証券等の不発行に関する特約	169	表示なし（Web証券をご選択した場合に適用されます。）
(42)	共同保険に関する特約	169	共保欄に「有」の記載がある場合
(43)	保険契約の継続に関する特約	170	特約欄に「自動継続特約（火災保険用）」の記載がある場合
(44)	自動継続特約（地震保険用）	173	特約欄に「自動継続特約（地震保険用）」の記載がある場合
(45)	長期保険保険料払込特約（地震保険用）	175	特約欄に「長期保険保険料払込特約（地震保険用）」の記載がある場合

2. 共同保険引受保険会社名称一覧

保険会社名	証券表示
大同火災海上保険株式会社	大同火災
共栄火災海上保険株式会社	共栄火災
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	あいおいニ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
セコム損害保険株式会社	セコム
日新火災海上保険株式会社	日新火災
損害保険ジャパン株式会社	ジャパン
AIG損害保険株式会社	AIG損保
楽天損害保険株式会社	楽天損保
セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	JIA傷害
ソニー損害保険株式会社	ソニー
明治安田損害保険株式会社	明治安田

VII 参考資料

【用語説明一覧】

火災保険をご契約する際に使用する基本的な保険用語です。

※適用される普通保険約款、特約において「用語の定義」が設けられている場合がありますので、併せてご確認ください。

用語名	説明
家 財	建物内に収容される生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。
免 責 金 額	保険事故発生の際、お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
破 損 等	火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災、水災、盗難、水濡れ、物体飛来、騒擾に該当しない不測かつ突発的な事故をいいます。
フランチャイズ方式	損害の額が20万円以上となった場合に保険金をお支払いする方式をいいます。
約 定 付 保 割 合	保険の対象の評価額に対してどの程度保険を付けるかを決めた割合をいいます。
払 入 期 日	保険料を払い込みいただく期日のことで保険証券に記載しています。 ※口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。
水 濡 れ	給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故に伴う水濡れをいいます。

MEMO —

MEMO —

MEMO —

この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

【本店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

【ホームページアドレス】<https://www.daidokasai.co.jp/>

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター ☎ 0120-091-161 (通話料無料)
FAX 098-863-5596

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

※ご不満・ご意見・ご要望については下記までご連絡ください。

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

受付時間：午前9：00～午後5：00（土日・祝日および12/31～1/3を除きます。）

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9：15～午後5：00（土日・祝日および12/30～1/4を除きます。）

※ 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）